第3期 岸和田市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和7年(2025年)□月 岸和田市

目次

第1	章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2		
3		
4	計画の策定体制	5
5	5 第2期計画の評価	6
第2	2章 計画の基本方針	19
1	計画の基本理念	19
2	2 計画の視点	20
3	3 計画の目標	21
第3	3章 子ども・子育てを取り巻く状況	22
1	岸和田市の現状	22
2	2 保育所・幼稚園・認定こども園の状況	26
3	3 地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況	29
4	↓ 地域の産業と就業構造の動向	36
5	5 ニーズ調査結果	40
第4	4章 子ども・子育て支援施策の推進方法	55
1	教育・保育提供区域の設定	55
2	2 教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項	57
3	3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項	64
4	↓ 障害児に対する支援の推進	79
第5	5章 関連施策の展開	84
1	ひとり親家庭の自立支援の推進	84
2	2 児童虐待防止対策等の更なる強化	88
3	3 岸和田市立幼稚園及び保育所再編の推進	90
4	↓ その他の子ども・子育て支援関連事業の推進	91
第6	5章 計画の推進体制	93
1	計画の推進に向けて	93



子ども・子育て支援事業計画の 策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育て支援をめぐる最近の国の動向

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行により ライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひき こもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべ き課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・ 孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭の子育てに対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

■国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

動き	主な内容
「子ども・子育て支援法関連3法」の成立 (平成24年(2012年)8月10日)	・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て 支援を総合的な推進 ・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記 ・平成27年(2015年)4月から「子ども・子育て支 援新制度」開始予定
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行(平成26年(2014年)4月23日) 「子ども・子育て支援新制度」の開始(平成27年(2015年)4月) 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行	・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正 ・有効期間を令和7年(2025年)3月31日まで延長 ・すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育支援の「量」と「質」の向上を目指すもの ・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設
(平成28年(2016年)4月1日) 「子育て安心プラン」 (平成29年(2017年)6月22日)	・一般事業主から徴収する拠出金率の上限の引き 上げ ・令和元年度2019年度末までの2年間で待機児童 を解消(遅くとも令和2年度(2020年度末までの 3年間で全国の待機児童を解消)
「児童福祉法」の改正 (平成28年(2016年)、平成29年(2017	・令和4年度(2022年度末までの5年間で女性の 就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け 皿の整備等を推進・理念規定の改正・家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー
年)) 子ども・子育て支援法・第60条に定める	保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを規定・計画作成に関する事項への追記幼児教育アドバ
子とも・子育(又族法・第600条に定める 「基本指針」の改正(令和元年(2019)年 9月発出)	イザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応・外国につながる幼児への支援・配慮・社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し・新・放課後子ども総合プランを踏まえた計画作成に関する事項について追記・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた事項の追記
「幼児教育・保育の無償化」の施行(令和元年(2019年)10月1日)	・幼稚園や保育所に通う3~5歳の全てのこどもと、保育所に通う0~2歳の住民税非課税世帯のこどもについて、利用料を無料とするもの・令和2年(2020年)4月から高等教育を含めて全面実施される予定

動き	主な内容
「児童虐待の防止等に関する法律」の改正(令和2年(2020年)4月1日)	・児童の親権を行う者は、児童のしつけに際し、 体罰を加えることその他民法(明治29年法律第 89号)第820条の規定による監護及び教育に必要 な範囲を超える行為により当該児童を懲戒して はならないことを規定
「こども家庭庁」の発足 (令和5年(2023年)4月1日)	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とした新たな行政機関 ・こども施策の司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどものごともの居場所づくりなどを主導する
「こども基本法」の施行 (令和5年(2023年)4月1日)	・日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
「こども大綱」(令和5年(2023年)12月)	・全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本 法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生 涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個 人としてひとしく健やかに成長することがで き、心身の状況、置かれている環境等にかかわ らず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体 的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状 態(ウェルビーイング)で生活を送ることがで きる社会
「児童福祉法等の一部を改正する法律」 の施行 (令和6年(2024年)4月1日)	・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに 困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化して きている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する 包括的な支援のための体制強化等を行う

(2) 本市の動向

本市では、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援 を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て 支援事業計画として、平成27年(2015年)3月に「岸和田市子ども・子育て支援事業計画」、 令和2年(2020年)3月に「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画に基づき、21世紀を担う子どもがいきいき、すくすくと育つ環境をつくり、一人ひとりの個性をいかせるまちづくりを目指してきました。

第2期計画が令和6年度(2024年度)末をもって終了することから、第2期計画での取組の成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とした「第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性質

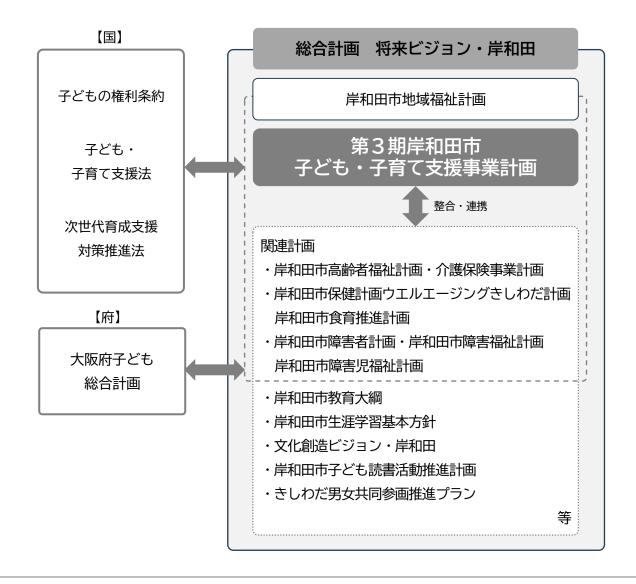
本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)の規定に基づく計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。

また、本計画は、行政をはじめ、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校等がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むための基本的な指針となるものです。

(2)計画の位置付け

本計画は、総合計画「将来ビジョン・岸和田」の部門計画である「岸和田市地域福祉計画」の分野別計画です。

福祉・保健・医療・教育・労働・住宅・環境等の各分野にわたる総合的・体系的な児童の育成と子育て家庭への支援のためのマスタープランです。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 計画	第3	期岸和田市	子ども・子育	て支援事業計	画	次期計画

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定による岸和田市子ども・子育て会議を設置し、市民の意向調査(ニーズ調査)を行い、調査結果や実態をもとに関係各課で検討を重ねた案を岸和田市子ども・子育て会議へ提示し、審議していただき計画を策定しました。

5 第2期

第2期計画の評価

第2期計画では、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応えるために、様々な取組を推進してきました。各事業の評価は次のとおりです。

(1)教育・保育等

① 教育・保育(幼稚園)

(単位:人)

	認定区分		令和2	2年度	令和3	3年度	令和4	4年度	令和 5	5年度	令和 6	5年度	
	Ē	認定区	.分	3歳	4 · 5 歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4 · 5 歳
		量の見込み【①】		578	1,443	574	1,347	513	1, 281	510	1,189	495	1, 111
		確	保量【②】	582	2,035	582	1,480	582	1,480	605	1,478	623	1,489
岸	計画値	施	認定こども園、 私立幼稚園等	332	720	332	720	332	720	355	753	373	799
和田田		施設種別	公立幼稚園定員	250	1,315	250	760	250	760	250	725	250	690
岸和田市合計		別	(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲ 555	0	0	0	▲35	0	▲35
		過不	足【②一①】	4	592	8	133	69	199	95	289	128	378
	実 績 値	実	績値【③】	547	1,395	575	1,267	516	1,231	509	1,180	482	1,090
	値	確保量	との差【②-③】	35	640	7	213	66	249	96	298	141	399
		量の	見込み【①】	180	439	186	401	166	382	180	340	179	312
	都市中核	確保量	認定こども園、 私立幼稚園等	95	195	95	195	95	195	95	195	98	211
			公立幼稚園定員	75	325	75	200	75	200	75	165	75	165
			(参考) 公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲125	0	0	0	▲35	0	0
		過不足		▲ 10	81	▲ 16	▲ 6	4	13	▲ 10	20	▲ 6	64
		量の見込み		79	188	84	157	71	148	64	142	60	129
6	岸和	確	認定こども園、 私立幼稚園等	59	119	59	119	59	119	63	122	63	122
6 圏域別	岸和田北部	確保量	公立幼稚園定員	50	220	50	125	50	125	50	125	50	125
別	部		(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲ 95	0	0	0	0	0	0
			過不足	30	151	25	87	38	96	49	105	53	118
		量	量の見込み	66	261	76	247	64	247	67	241	69	238
	葛	確	認定こども園、 私立幼稚園等	45	126	45	126	45	126	45	126	45	126
	葛城の谷	確保量	公立幼稚園定員	25	220	25	115	25	115	25	115	25	80
	台	里	(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲105	0	0	0	0	0	▲35
			過不足	4	85	▲ 6	▲ 6	6	▲ 6	3	0	1	▲32

認定区分				令和2	2年度	令和3	3年度	令和4年度		令和5	5年度	令和6年度	
	認定区分			3歳	4 · 5 歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4 · 5 歳	3歳	4 · 5歳
		量	量の見込み	100	181	79	179	75	166	68	158	61	149
	岸和	炡	認定こども園、 私立幼稚園等	46	71	46	71	46	71	60	91	70	111
	岸和田中部	確保量	公立幼稚園定員	25	185	25	100	25	100	25	100	25	100
	部	里	(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲85	0	0	0	0	0	0
			過不足	▲29	75	▲ 8	▲ 8	▲ 4	5	17	33	34	62
	久米田	量の見込み		89	223	80	230	79	214	71	199	67	187
6		τ≠	認定こども園、 私立幼稚園等	32	104	32	104	32	104	32	104	37	114
6 圏域別		確保量	公立幼稚園定員	50	190	50	130	50	130	50	130	50	130
別		-	(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲60	0	0	0	0	0	0
		過不足		▲ 7	71	2	4	3	20	11	35	20	57
		틀	量の見込み	64	151	69	133	58	124	60	109	59	96
	牛	T 左	認定こども園、 私立幼稚園等	55	105	55	105	55	105	60	115	60	115
	牛滝の谷	確保量	公立幼稚園定員	25	175	25	90	25	90	25	90	25	90
		里	(参考)公立幼稚 園単年度確保量	0	0	0	▲85	0	0	0	0	0	0
			過不足	16	129	11	62	22	71	25	96	26	109

第1期計画期間において、市立幼稚園での3歳児の受け入れの拡大、民間保育園や私立 幼稚園の認定こども園化などを進めたことで、市全域で量の見込みに対する提供体制が確 保されました。そのため、第2期計画期間においては、市全域では入園希望に対し不足が ない状態を維持できています。引き続き、今後の人口の推移を踏まえた教育・保育需要の 動向を見据え、教育・保育の提供体制を確保していくことが必要です。

② 教育·保育(保育所等)

(単位:人)

	_			令	和2年	度		令和3年度				
	認定区分			0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1・2歳	3歳	4 · 5歳
	<u> </u>	量の見込み【①】	4, 454	324	1,683	808	1,639	4, 412	335	1,610	837	1,630
=L		確保量【②】	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 140	336	1,332	800	1,672
計画値	内訳	利用定員	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 140	336	1,332	800	1,672
		(うち定員拡大数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足【②-①】		▲314	12	▲351	▲8	33	▲272	1	▲278	▲37	42
		申込者数【③】	4, 454	324	1,683	808	1,639	4, 412	335	1,610	837	1,630
		確保量【④】	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 140	336	1,332	800	1,672
実績値	内訳	利用定員	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 140	336	1,332	800	1,672
値	訳	(うち定員拡大数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		入所児童数	4, 033	267	1, 414	770	1,582	4, 032	276	1,396	788	1,572
	'n	過不足【④-③】	▲307	12	▲351	▲8	40	▲272	1	▲278	▲37	42

				令	和4年	度		令和5年度				
認定区分			計	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳
	틀	量の見込み【①】	4, 341	292	1,647	808	1,594	4,059	287	1,507	757	1,508
=1		確保量【②】	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 348	357	1,420	835	1,736
計画値	内訳	利用定員	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 140	336	1,332	800	1,672
	訳	(うち定員拡大数)	0	0	0	0	0	208	21	88	35	64
	過不足【②-①】		▲201	44	▲315	▲8	78	289	70	▲87	78	228
		申込者数【③】	4, 341	292	1,647	808	1,594	4, 378	252	1,669	833	1,624
		確保量【④】	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 292	345	1,410	827	1,710
実績値	内訳	利用定員	4, 140	336	1, 332	800	1,672	4, 292	345	1,410	827	1,710
値	訳	(うち定員拡大数)	0	0	0	0	0	152	9	78	27	38
		入所児童数		255	1, 389	762	1,531	3, 983	223	1,418	785	1,557
	'n	過不足【④-③】	▲201	44	▲315	▲8	78	▲86	93	▲259	▲ 6	86

	_	300000		令	和6年	度	
	認定区分			0歳	1・2歳	3歳	4・5歳
	틀	量の見込み【①】	3, 991	282	1,483	745	1,481
= ⊥		確保量【②】	4, 567	383	1, 492	876	1,816
計画値	内訳	利用定員	4, 348	357	1,420	835	1,736
	訳	(うち定員拡大数)	219	26	72	41	80
	ù	週不足【②−①】	576	101	9	131	335
		申込者数【③】	4, 464	284	1,670	883	1,627
		確保量【④】	4, 479	371	1,487	864	1,757
実	内	利用定員	4, 479	371	1,487	864	1,757
値	実 積 値 利用定員 (うち定員拡大数)		187	26	77	37	47
	入所児童数		4,056	244	1, 437	822	1,553
	ú	過不足【④−③】	15	87	▲ 183	▲ 19	130

計画期間中に、幼保再編計画に基づく新園の整備、民間園の施設整備による利用定員の拡大、円滑化による入所児童の拡大により、確保量の増加を図ってきました。

しかし、保育ニーズの高まりを受け、特に1・2歳児では、確保量の不足がみられます。 今後の人口の推移を踏まえた保育需要の動向を見据え、保育の提供体制を確保していく ことが必要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業対象事業

① 利用者支援事業

(単位:箇所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
実績値	実施量	2	2	2	2	2

【評価】

(基本型・特定型) 1箇所

子育て施設課に保育コンシェルジュを配置し、子育て家庭等から保育サービスに関する相談や教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供など、利用に向けての支援を行っています。利用者支援に対するニーズを踏まえ、今後も提供体制を確保していく必要があります。

(母子保健型・こども家庭センター型) 1箇所

令和5年度までは保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時の面接等による相談支援や情報提供などを実施しました。令和6年度からはこども家庭すこやかセンターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っています。

② 延長保育事業

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	4, 286	4, 304	4, 140	4, 348	4, 567
実績値	実施量	1,420	1, 179	1,306	1,164	-

【評価】

保育施設の利用定員を量の見込みとしています。すべての保育施設が事業を提供できる 体制を整えています。量の見込みに対し、実績が下回っていますが、保育ニーズの変化を 踏まえつつ、引き続き提供体制を確保していくことが必要です。

③ 放課後児童健全育成事業 (チビッコホーム (放課後児童クラブ))

(単位:人)

								単位・人)
				令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
				年度	年度	年度	年度	年度
			 低学年	1,611	1,630	1,629	1,452	1, 453
		通年	高学年	206	210	210	202	195
	量の見込	远 十						
	み		全体	1,817	1,840	1,839	1,654	1,648
	(人)	夏期	低学年	135	134	132	60	57
		()は夏期	高学年	136	134	132	25	23
		開設5校	全体	271 (176)	268 (175)	264 (171)	85 (65)	80 (60)
	確保量	通年	全体	1,733	1,750	1,756	1,643	1,637
=1 = /+	(人)	夏期	全体	245	260	245	85	80
計画値			全体	▲ 84	▲ 90	▲ 83	▲ 11	▲ 11
		通年	うち夏期開設	▲ 75	▲ 86	▲ 83	1 1	A 11
			<u>5校</u> うちその他校	▲ 9	A 4	0	0	0
	過不足数			▲ 26	A 6	A 3	A 3	0
	(人)	夏期	うち夏期開設	A 6	A 1	0	0	0
			<u>5校</u> うちその他校	▲ 20	A 5	A 3	0	0
			全体	▲ 35	1 0	A 3	0	0
		I	低学年	1,596	1,453	1,466	1,478	1,564
		通年	高学年	185	187	196	229	241
		2017		1,781	1,640	1,662	1,707	1,805
	実施量	夏期		151	105	63	23	
	(人)) ()は夏期 開設6校						44
			高学年	147	85	46	53	62
		(R3:7 校 R4:5 校 R5:4 校)	全体	298 (298)	190 (190)	109 (109)	81 (81)	106 (106)
	確保量	通年	全体	1,705	1,600	1,634	1,668	1,717
実績値	(人)	夏期		282	190	109	76	93
大傾胆		270		▲ 76	▲ 40	▲ 28	▲ 39	▲ 88
4/1		通年	うち夏期開設 6 校 (R3:7 校 R4:5 校 R5・6:4 校)	▲ 63	▲ 36	▲ 27	▲ 34	▲ 38
			うちその他校	1 3	A 4	1	A 5	▲ 50
	過不足数	夏期	全体	▲ 16	0	0	▲ 5	▲ 13
	·(人)		14 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	▲ 16	0	0	▲ 5	▲ 13
			うちその他校	0	0	0	0	0
				▲ 29	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
		Т						
		' <i>ኤ</i> ⁄-	低学年	1,355	1,303	1,340	1, 369	_
		通年	高学年	117	138	122	161	_
	実施量	≠ #n	全体	1,472	1,441	1,462	1,530	_
	(人)	夏期 () は夏期	低学年	57	106	95	93	_
		開設6校	高学年	44	80	76	77	_
		(R3 は7 校)	全体	101 (93)	186 (166)	171 (123)	170 (90)	_
	確保量	通年	全体	1,465	1,437	1,459	1,517	_
実績値	(人)	夏期		101	186	171	170	_
大順胆	,,	∞.70.1		▲ 7	▲ 4	▲ 3	▲ 13	
10/1		通年	主体 うち夏期開設 6 校 (R3:7 校 R4:5 校 R5・6:4 校)	6	▲ 4	▲ 3	▲ 13	
			うちその他校	1	A 2	1	1	
	過不足数		全体	0	0	0	▲ 16	1
			五円 うち夏期開設 6 校(R3:7 校 R4:5	0	0	0	▲ 16	_
			校 R5・6:4 校) うちその他校	0	0	0	0	
						-	· ·	
			全体	▲ 7	▲ 4	▲ 3	▲ 29	_

利用希望児童数の増加に対し、通年チビッコホームの増加などに努め、提供体制の確保 を行ってきましたが、不足の解消には至っておらず、引き続き提供体制の確保に努めてい く必要があります。

また、校区により利用希望児童数に開きが見られ、各校区の今後の児童数を考慮に入れながら、全ての校区で待機者が出ないよう、提供体制の整備を進めていく必要があります。

④ 子育て短期支援事業《ショートステイ》《トワイライトステイ》

≪ショートステイ≫

(単位:人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	87	85	100	130	150
計画値	確保量	100	100	100	130	150
	過不足数	13	15	0	0	0
実績値	実施量	4	67	72	22	-

≪トワイライトステイ≫

(単位:人日/年)

<u> </u>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保量	10	10	10	10	10
	過不足数	0	0	0	0	0
実績値	実施量	0	0	0	0	_

【評価】

保護者の疾病・入院等により養育が困難となる際の利用だけでなく、レスパイトでの利用希望もあり、育児負担の軽減や虐待の未然防止に寄与しています。保護者の利用希望に対応できる量を確保できましたが、施設の空き状況等により希望日での利用ができない場合もあるため、他のサービス等の案内も含めた対応を行いました。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,531	1, 499	1, 270	1,250	1, 241
実績値	実施量	1,018	1,201	1,068	1,023	-

生後2か月ごろの乳児のいるすべての家庭を個別に訪問し、子育てに関する相談や情報 提供、養育環境の把握を行いました。令和5年度までは民生委員・児童委員による訪問を 行っていましたが、令和6年度からは、助産師や保健師、看護師などの専門職の訪問を実施しています。子育てに関する不安や悩み等を直接聴き育児不安の軽減を図るとともに、 相談窓口の案内や保健指導の実施、子育て支援サービスの案内等により、育児の孤立を防 ぎ、児童虐待の未然防止にもつながっています。

⑥ 養育支援訪問事業

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	61	59	19	19	19
実績値	実施量	4	0	2	1	1

【評価】

養育の支援が特に必要な家庭を、助産師や保健師、栄養士などの専門職が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行い、継続的な支援を実施しています。

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【評価】

岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)の児童虐待防止ネットワーク部会において、ケースの進行管理のため定期的に会議を開催し、養育状況の改善や児童虐待重症化予防のため、関係機関参加のもと支援方針の確認や検討を行っています。

また、関係機関の連携強化を図るとともに、スキルアップを目的とした研修の実施、児童虐待防止月間における啓発活動などを実施しました。また、岸和田市子育て支援地域協議会の調整機関である子ども家庭課の職員については、関係機関連携のコーディネートを担う必要があることから、大阪府が開催する研修を受講するなど、専門性の向上に努めました。

⑧ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

(単位:人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	8, 587	8, 483	8, 390	8, 352	8, 265
実績値	実施量	4, 617	4, 824	8,874	11, 479	-

市内2箇所の地域子育て支援センターにおいて事業を提供しているほか、施設以外の地域の身近な場所でも、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等に取り組んでいます。

近年、利用量が増加傾向にあり、見込みを上回る実施となっています。利用状況や二一 ズの変化を踏まえ、第3期計画における見込みを設定する必要があります。

⑨ 一時預かり事業(幼稚園)

(単位:人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	115, 083	111, 039	105, 822	103, 290	99, 518
実績値	実施量	75, 167	71, 392	64, 595	59, 438	-

【評価】

市立幼稚園だけでなく、認定こども園や私立幼稚園においても実施している事業で確保 できています。

見込みを下回る利用状況となっており、今後の児童人口の推移や利用状況、ニーズの変化を踏まえ、第3期計画における見込みを設定する必要があります。

⑩ 一時預かり事業(保育所・認定こども園)

(単位:人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3, 087	3,049	3,016	3,003	2, 971
実績値	実施量	2, 662	2, 644	2,652	3,502	-

【評価】

市内2箇所の保育施設で事業を提供しているのに加えて、市内の多くの保育施設が自主 事業として一時預かりを行っています。また、市立保育所でも自主事業として緊急一時預 かり事業を実施しています。

見込量に対する提供体制は確保していましたが、近年、利用量が増加傾向にあり、今後 の児童人口の推移や利用状況、ニーズの変化を踏まえ、第3期計画における見込みを設定 する必要があります。

① 病児保育事業

(単位:人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	613	605	599	596	590
実績値	延べ利用人数	124	259	57	128	

【評価】

3箇所で事業を提供していますが、見込みを下回る利用状況となっています。

事業の周知を図りつつ、利用状況やニーズの変化を踏まえ、第3期計画における見込み を設定する必要があります。

② 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:人日)

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			就学前児童	637	620	490	504	518
		量の見込み	小学校低学年	361	351	295	313	331
	=1==/=	兄込み	小学校高学年	381	369	58	49	41
	計画値		合計	1, 379	1,340	843	866	890
		確保量		953	983	843	866	890
市全体		過不足数		0	0	0	0	0
		実施量	就学前児童	299	548	442	331	-
			小学校低学年	567	348	191	304	
	中 ⁄生/古	置	小学校高学年	87	87	0	0	-
	実績値		合計	953	983	633	635	-
			確保量	953	983	633	635	
			過不足数	0	0	0	0	

【評価】

令和4年度以降、利用が減少傾向にありましたが、保護者のニーズに対応できる提供体制は確保できています。

第3期計画においても提供体制を確保していくことが必要です。

③ 妊婦健康診査事業

(単位:人、回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	1,531	1,499	1,270	1,250	1, 241
計画値	一人当たり受診回数	14	14	14	14	14
	受診延べ回数	21, 434	20, 986	17, 780	17,500	17, 374
	実施量	1, 345	1,272	1, 193	1,210	-
実績値	一人当たり受診回数	12.2	12.5	12.3	12.6	-
	受診延べ回数	16, 438	15, 907	14, 653	15, 229	-

【評価】

妊婦健診については、定期的な健康チェックの機会を確保するため、公費回数を14回として実施しています。一人当たりの受診回数は12.5回前後で9割近い実績となっており、 医療機関と連携した健康管理や相談支援を行っています。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	実施の有無	有	有	有	有	有
実績値	教材費・行事費 等給付者数	64	65	57	68	-
	給食費(副食材 料費)給付者数	163	160	134	134	-

【評価】

新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち低所得世帯等を対象に、給食費(副食材料費)を補助するとともに、保育所、認定こども園等の利用者のうち生活保護世帯を対象に、日用品・文具費の購入費用の補助を行いました。

今後も一定の利用が見込まれることから、第3期計画においても継続して取り組んでいくことが必要です。

⑤ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【評価】

障害児(1号認定児童)に対する受け皿確保と障害児保育の質の向上に寄与するために、 障害児保育に携わる保育士加配を行う園に対して、人件費の補助を行ってきました。

障害児保育のニーズは今後も見込まれることから、第3期計画においても継続して取り 組んでいくことが必要です。

(3) 関連施策

① ひとり親家庭の自立支援の推進

【評価】

「支援体制」「就労支援・就業支援」「子育て・生活支援」「経済的支援」「関係機関・団体への支援」の視点からひとり親家庭への支援を実施しました。

特に、子どもの医療費の一部助成の対象を拡大したり、養育費の確保に向けた公正証書 等の作成に係る費用補助など、経済的支援の充実を図りました。

ひとり親家庭は、子育て・仕事・家事等の日常生活において、精神的・経済的な負担を 感じることが多く、負担を少しでも軽減できるように、ひとり親家庭が抱えるさまざまな 問題を解決するため、相談体制や情報提供をはじめとする支援体制の充実に引き続き取り 組んでいくことが求められます。

② 児童虐待の予防及び対応の充実

【評価】

児童虐待は、子どもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応する体制を強化していく必要があります。

岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)の調整機関においては、児童虐待に関する相談や通報があれば、速やかに子どもの状況等についての調査を実施し、大阪府子ども家庭センターや学校、保育園等の関係機関と連携した対応を行いました。また、児童虐待防止月間には、オレンジリボンキャンペーンとして、街頭啓発やパネル展示など市民等への啓発活動を行いました。

令和2年度には、0歳から18歳までのすべての子どもと家庭を対象に、相談・支援を行う拠点として「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、地域における相談・支援体制の強化を図りました。令和6年度には、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を統合した「こども家庭すこやかセンター」を設置し、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ、切れ目なく一体的に相談支援を行っています。

③ その他の子ども・子育て支援関連事業の推進

【評価】

大阪府新子育て支援交付金や子ども・子育て支援交付金を活用しながら、子育て家庭に対する相談・指導・助言の充実、保育サービスの質の向上、発達に課題を持つ子どもや障害のある子どもへの巡回相談など、様々な取り組みを進めてきました。

これらの取り組みは、子育てしやすいまちづくりに資するものであり、引き続き取り組んでいくことが求められます。

また、子どもが社会参加等の体験を通じて成長することができる環境の整備や、子どもの身近な遊び場や、自然とふれあえる場の整備、子育てに配慮した住宅、安全に配慮した都市基盤の整備なども、子どもが心豊かに成長していく地域社会の実現に向けて重要となり、引き続き取り組んでいくことが求められます。



計画の基本方針

(1)

計画の基本理念

本市の将来像、『岸和田の次世代を育むまち』を実現するため、子育て家庭が働きやすい環境 をつくり、少子化の改善につなげるとともに、次世代を担う子どもたちへの教育的支援を充実 させるなど、これまで以上に子どもの保育・教育環境の向上を図ります。

子育て家庭の経済的な負担軽減などを積極的に行い、子育て世代の定住促進を図ります。また、子育て支援策などを効果的に PR し、子育てしやすいまちのイメージ醸成・定着を図るとともに、子育て世代へのアプローチをきっかけに、まち全体のイメージ向上をめざします。

【基本理念】

子育てしやすい岸和田の実現

2 計画の視点

基本理念を根底に置いた計画を推進するにあたって、次の5つの視点に基づきながら、 本計画の施策を展開します。

1 未来の世代を育む

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき課題であるという意識を醸成し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 子ども・子育て支援の質と量の充実

利用の現状や利用希望の実情、地域資源の状況などを踏まえ、すべての子どもと子育て 家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわ たり充実してくための取組を計画的に進めます。

3 地域社会全体による子育て支援

子どもが安心して生まれ集団の中で育つことができるよう、また、保護者の子育ての負担や不安、孤立感が和らぎ、喜びを感じながら子育てが出来るよう、行政や地域社会全体が連携して子どもの育ちと子育てを支援するための仕組みづくりを進めます。

4 子育てと仕事の調和

共働き家庭の増加、出産に伴う女性の厳しい就労継続などの現状を踏まえ、子育て家庭 の仕事と生活の調和を実現するため、地域の実情に応じた取組を進めます。

5 すべての子どもと家庭への支援

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、 家庭の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、す べての子どもと子育て家庭を支援します。

3 計画の目標

次の5つの目標を掲げ、その達成に向け、関係課の連携のもと各施策を推進します。

1 安心して子どもを生み、育てられている

妊娠・出産・子育でに関する悩みや不安を抱えている家庭、個々の悩みに応じた相談や 具体的な支援に関する情報提供を行うなど、妊娠期から子育で期にわたるまで、切れ目の ない相談支援を行うともに、地域における子育で支援施策の充実を図り、安心して子ども を生み育てることができる地域環境づくりを進めます。

2 働きながら子育てができている

保育を必要とする人が、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。

3 子どもの健康と安全が保たれている

子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援の充実や家庭生活での負担軽減を進める とともに、児童虐待を未然に防ぐための取り組みや児童虐待の早期発見・早期対応を行う ための相談支援体制の充実、体制整備を進めます。

4 子どもの個性や能力が豊かに育まれている

適正な就学・就園や経済的な支援により教育機会を確保します。子ども一人ひとりが輝く ための適切な教育支援を行います。また、地域と連携し、子どもの社会的な心を育みます。

5 生涯にわたる能力づくりが進められ、活かされている

様々な学びの活動や知識、経験の活用を進めるとともに、コミュニティのつながりを創出 します。



子ども・子育てを取り巻く状況

(1)

岸和田市の現状

(1) 岸和田市の概況

① 沿革

岸和田市は、大阪府南部の市です。大正11年(1922年)、全国で87番目に市制を敷きました。

大阪湾に臨む中心市街は寛永年間(17世紀初め)以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展しました。金属、機械器具、レンズ工業も行われ、臨海部の埋立地には、昭和41年(1966年)以降、木材コンビナートや鉄工団地が建設されました。

和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑(ためいけかんがい)による米のほかタマネギ、みかんや桃、花卉(かき)の栽培が盛んです。

古くから「城とだんじりのまち」として知られる本市ですが、最近では臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、山間部の「牛滝温泉・四季まつり」が、市の新しい顔として近隣からの集客力アップを目指しています。

関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海本線、阪和自動車道、阪神高速湾岸線が通じています。

本市は、緑や農地、ため池などの水面が比較的よく残り、「だんじりまつり」を核に地域 社会のまとまりも失われず、町並みなど歴史的環境もよく保全され、職住一体のまちとし て市民が地域と密着してきた伝統を引き継ぎ、岸和田らしい個性と良さが保たれています。 しかし、一方では、時代の変化とともに市民の意識やライフスタイルの変化、価値観の 多様化などが進んでいます。

② 位置と地勢

本市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から25km圏にあります。 西は大阪湾を臨み、西南部は貝塚市、北部は忠岡町、和泉市、南部は和泉山脈を境とし て和歌山県に隣接しています。

東西7.6km、南北17.3kmの細長い地形で、臨海部・平地部・丘陵部・山地部のほぼ4つの地域からなっています。

市制施行当時(大正11年(1922年)11月1日)の市域面積は4.23 k m²、人口は30,673人でしたが、その後、周辺町村の編入や埋め立てにより面積72.72 k m²、人口187,394人(令和6年(2024年)4月1日現在)に達しています。

(2) 岸和田市の人口・世帯の動向

① 総人口の推移

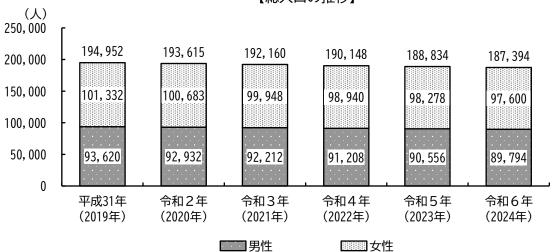
本市の総人口は、令和6年(2024年)は187,394人でした。平成31年(2019年)より7,558 人の減少となっており、年々減少しています。

【総人口の推移】

		平成 31 年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	(人)	194, 952	193, 615	192, 160	190, 148	188, 834	187, 394
男性	(人)	93,620	92,932	92,212	91,208	90,556	89,794
女性	(人)	101, 332	100, 683	99, 948	98, 940	98, 278	97,600
人口増加率 (対前年比:%)		▲ 0.7	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.8

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

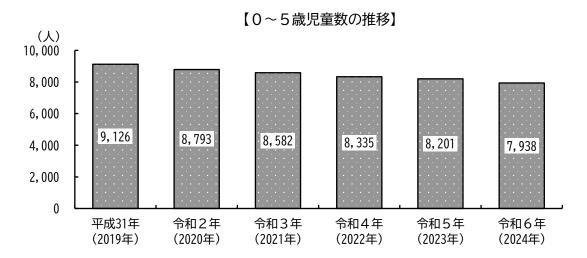
【総人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 0~5歳児童数の推移

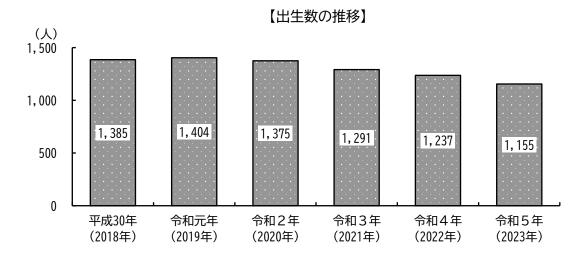
令和6年(2024年)の0~5歳児童数は、7,938人でした。平成31年(2019年)より1,188 人の減少となっており、年々減少しています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

③ 出生数の推移

令和5年(2023年)の出生数は、1,155人でした。令和元年(2019年)に前年より19人増加しましたが、令和2年(2020年)以降は減少し、令和5年(2023年)には令和元年(2019年)と比べて249人減少しています。



資料:市民課

④ 総世帯数、平均世帯人員の推移

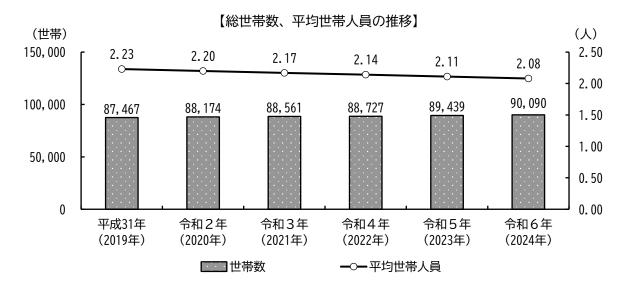
令和6年(2024年)の総世帯数は、90,090世帯であり、人口が減少傾向であるのに対して、世帯数は増加傾向で推移しています。

そのため、平均世帯人員は平成31年(2019年)の2.23人から令和6年(2024年)の2.08 人へと減少しています。

【総世帯数、平均世帯人員の推移】

		平成 31 年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
世帯数	(世帯)	87, 467	88,174	88,561	88,727	89, 439	90,090
平均世帯人員	(人)	2. 23	2. 20	2. 17	2.14	2. 11	2. 08

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



保育所・幼稚園・認定こども園の状況

(1) 就学前児童の状況

就学前児童の施設利用率は、 $0 \sim 2$ 歳児が48.8%、3歳児が93.4%、 $4 \sim 5$ 歳児が97.5% となります。年齢の上昇と共に、施設利用率が高くなっています。

【就学前児童の状況】

単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立保育所(保育認定)	53	136	184	220	215	226
民間保育園(保育認定)	34	77	87	90	89	83
公立認定こども園(保育認定)	1	0	0	1	1	1
民間認定こども園(保育認定)	155	445	519	544	510	500
民間小規模保育事業所(保育認定)	7	16	15	0	0	0
公立幼稚園(教育認定)	0	0	0	160	235	247
私立幼稚園(教育認定)	0	0	0	18	17	22
私立幼稚園(私学助成)	0	0	0	114	110	123
民間認定こども園(教育認定)	0	0	0	169	174	156
認可外保育施設(企業主導型)	9	40	37	13	8	6
在宅及びその他施設利用児童数	914	530	462	94	37	34
就学前児童数	1, 173	1, 244	1,304	1, 423	1,396	1,398

[※]就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を元にその概要を表したものです。各資料の時点 が異なるため正確な値ではありません。

資料:保育所、幼稚園・認定こども園児童数・・・令和6年(2024年)4月1日現在の児童数

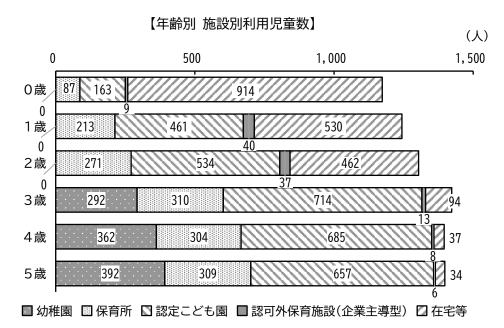
※保育所等在籍児童数には、市外施設に通う児童も含む

認可外保育施設児童数・・・企業主導型以外の認可外は含まない

(2)教育・保育施設の年齢別利用状況

① 施設別利用児童数

教育・保育施設の利用状況をみると、保育所、認定こども園は3歳児が最も多くなっています。



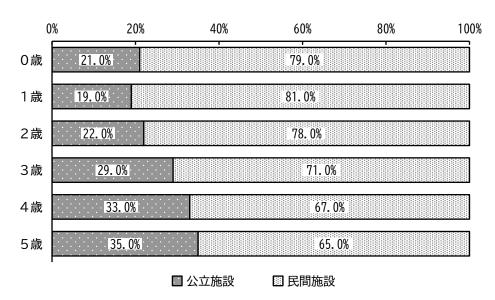
※小規模保育事業所は認定こども園に含む

資料:子育て施設課

② 公民施設別利用児童の割合

公民施設別利用児童の割合をみると、公立施設は $4 \sim 5$ 歳で30%台を占めており、民間施設は $0 \sim 2$ 歳で70%後半 $\sim 80\%$ 台と高くなっています。

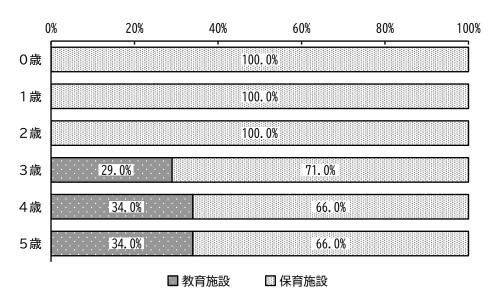
【年齢別 公民施設別利用児童の割合】



③ 認可施設における教育・保育別利用児童の割合

認可施設における教育・保育別利用児童の割合をみると、教育施設は4~5歳で34.0% と最も高くなっています。

【年齢別 認可施設における教育・保育別利用児童の割合】

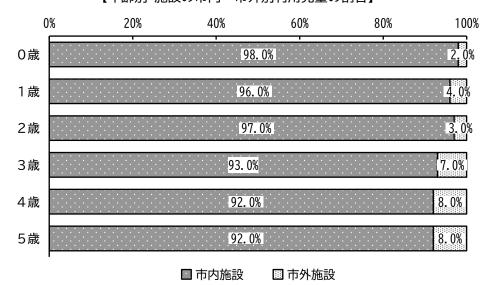


資料:子育て施設課

④ 施設の市内・市外別利用児童の割合

認可施設の市内・市外別利用児童の割合をみると、いずれの年齢も市内施設が90%以上 を占めており、市外施設は4~5歳が8.0%で最も高くなっています。

【年齢別 施設の市内・市外別利用児童の割合】



3

地域子ども・子育て支援事業対象事業等の状況

(1) 地域子ども・子育て支援事業対象事業

① 利用者支援事業

(特定型利用者支援事業)

市の窓口で、利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)が子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、利用に向けての支援を行っています。

	令和5年度(2023年度)
保育コンシェルジュ相談受付件数(件)	1,301

資料:子育て施設課

(母子保健型)

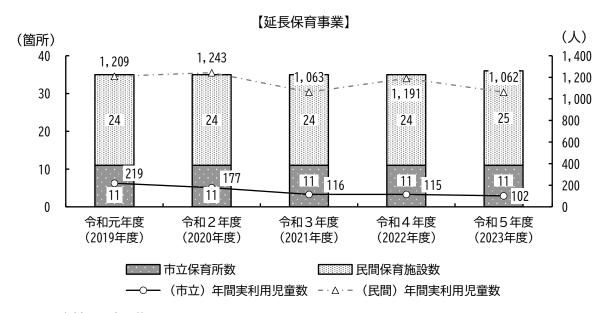
保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて、助産師や保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩みに、面接や電話、訪問等により相談支援、情報提供を実施しました。令和6年度からはこども家庭センター型として実施しています。

	令和5年度(2023年度)
利用者支援事業(母子保健型)対応世帯数(件)	2, 503

資料:子ども家庭課

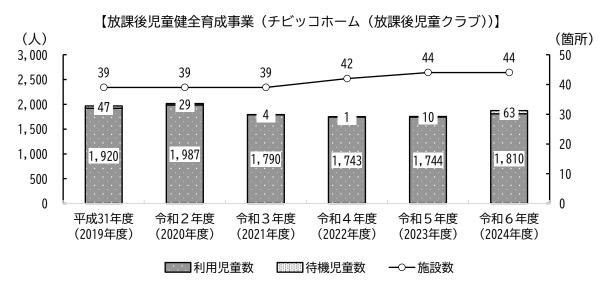
② 延長保育事業

保育所・認定こども園の開所時間を超えて保育を行っています。



③ 放課後児童健全育成事業 (チビッコホーム (放課後児童クラブ))

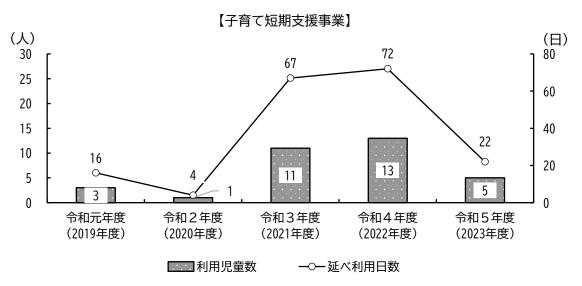
保護者の就労や疾病等により放課後等に家庭で保育を受けられない児童を対象に、健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業としてチビッコホームを開設・運営しています。



資料:子育て支援課(各年度4月1日現在)

④ 子育て短期支援事業

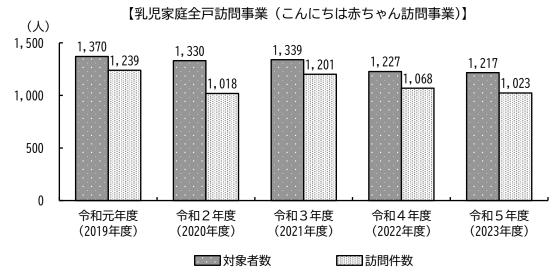
家庭において保護者の疾病や出産等の理由で一時的に養育することが困難になった児童を、児童養護施設等でお預かりする制度です。



資料:子ども家庭課

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

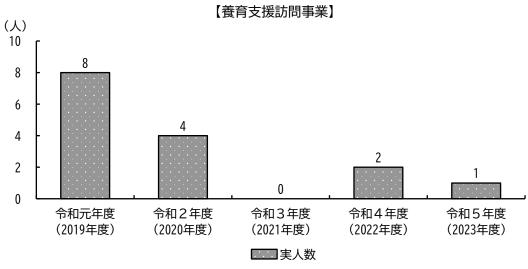
生後2か月頃の赤ちゃんがいるすべてのご家庭を訪問し、家庭での様子や家族の話をお聞きし、育児情報をお届けする『こんにちは赤ちゃん訪問事業』を実施しています。



資料:子ども家庭課

⑥—1 養育支援訪問事業

養育に関する支援が必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士・栄養士・臨床心理士などが継続して訪問し、適切な養育にむけた指導や助言を行い、子育て支援を行っています。



資料:子ども家庭課

⑥-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)の児童虐待防止ネットワーク部会実務者会議で、協議会が対象とする要保護児童等について、支援を把握している 実務者等による進行管理(定期的な状況確認、支援方針の見直し等)や関係機関向けの研修を行っています。

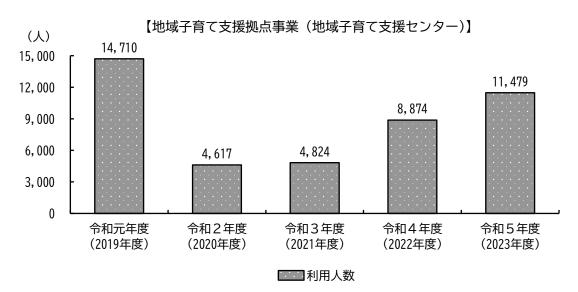
また、支援に直接関わっている担当者等が集まる個別ケース検討会議も随時行っています。

(単位:回)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実務者会議	21	17	20	31	33
ケース検討会議	85	73	66	65	64
関係機関向け研修	1	1	2	4	4

資料:子ども家庭課

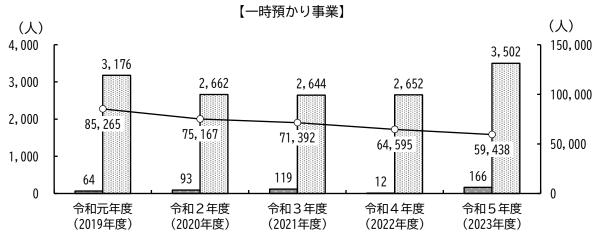
⑦ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報 提供等を行い、地域の子育て力の向上につながるよう子育て支援を行っています。



⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育又は預かり保育を行う事業です。



□□□ 保育所・緊急一時預かり延べ利用人数

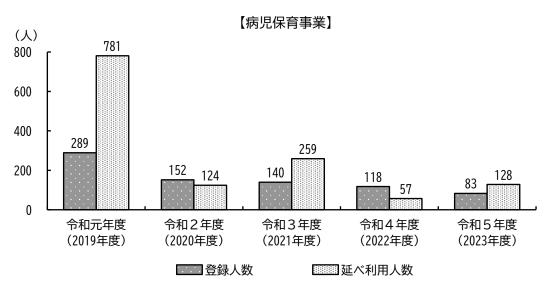
| 保育所・一時預かり延べ利用人数

一〇一幼稚園・延べ利用人数

資料:子育て施設課

⑨ 病児保育事業

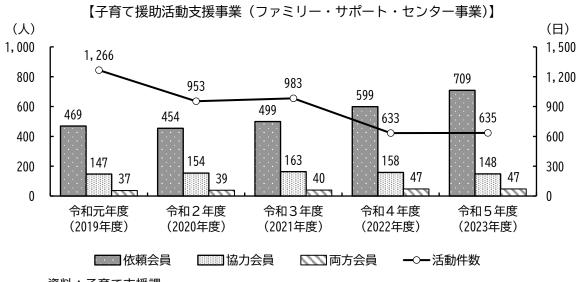
病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができない時に、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。



資料:子育て施設課

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、行いたい人(協力会員)を会員登録し、会員 相互間で育児の援助を行います。



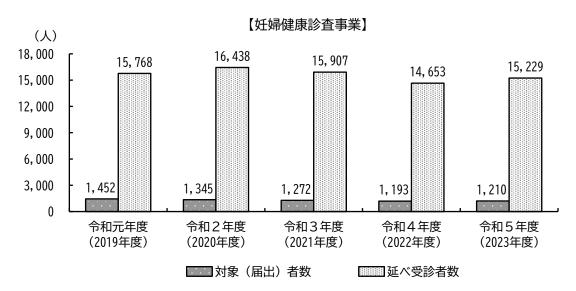
資料:子育て支援課

活動内容	件数(件)
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	99
(2)保育施設までの送迎	88
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	37
(4) 学校の放課後の子どもの預かり	0
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	0
(6)買い物等外出の際の子どもの預かり	19
(7) その他	392
合計	635

資料:子育て支援課

① 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで、定期的な受診を促進しています。



資料:子ども家庭課



地域の産業と就業構造の動向

(1) 就業構造と産業別就業者割合

本市に住んでいる就業者は、令和2年(2020年)の国勢調査によると、77,747人で、第3次産業が71.0%を占めています。第3次産業の中では卸売・小売業とサービス業で53.5%を占めています。

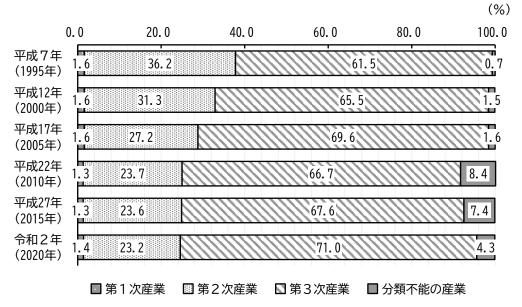
平成7年(1995年)と比較すると、第2次産業の製造業の減少と第3次産業のサービス業の増加が特徴的です。

【就業構造】

	年次	平成「 (1995		平成 1 (2000		平成 ¹ (2005		平成 2 (2010		平成 2 (2015		令和 2 (2020	
×	分	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
絲	入口	194, 818		200, 104		201,000		199, 234		194, 911		190, 658	
勍	業者数	92, 930	100.0	89, 791	100.0	87, 556	100.0	85, 638	100.0	84, 400	100.0	77, 747	100.0
第	1次産業	1,512	1.6	1,463	1.6	1,388	1.6	1,076	1.3	1,098	1.3	1,100	1.4
	農業、林業	1, 243	1.3	1, 185	1.3	1, 147	1.3	897	1.0	943	1.1	973	1.3
	漁業	269	0.3	278	0.3	241	0.3	179	0.2	155	0.2	127	0.2
第	2次産業	33, 607	36.2	28, 141	31.3	23, 820	27. 2	20, 265	23.7	19, 959	23.6	18, 071	23. 2
	鉱業	18	0.0	16	0.0	6	0.0	7	0.0	5	0.0	5	0.0
	建設業	10, 588	11.4	10,077	11.2	8, 794	10.0	7, 188	8.4	6,830	8.1	6, 389	8. 2
	製造業	23, 001	24.8	18, 048	20.1	15,020	17. 2	13, 070	15.3	13, 124	15.5	11,677	15.0
第	3次産業	57, 161	61.5	58, 810	65.5	60,919	69.6	57, 089	66.7	57, 065	67.6	55, 230	71.0
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	781	0.8	620	0.7	472	0.5	406	0.5	401	0.5	377	0.5
	運輸・ 情報通信業	7, 082	7.6	7, 467	8.3	7, 849	9.0	7, 589	8.9	7,751	9.2	7, 686	9.9
	卸売、 小売業	21,088	22.7	20, 859	23. 2	16, 843	19.2	14, 485	16.9	13, 204	15.6	12, 287	15.8
	金融、 保険業	3, 231	3.5	2,728	3.0	2, 298	2.6	2, 080	2.4	1,847	2.2	1,603	2.1
	不動産業	1, 179	1.3	1,201	1.3	1,460	1.7	1,723	2.0	1,765	2.1	1,877	2.4
	サービス業	21, 119	22.7	23, 517	26.2	29,512	33. 7	28, 492	33.3	29, 805	35.3	29, 320	37. 7
	公務(他に 分類されな いもの)	2, 681	2.9	2, 418	2. 7	2, 485	2.8	2, 314	2.7	2, 292	2.7	2,080	2.7
産	類不能の業	650	0.7	1, 377	1.5	1, 429	1.6	7, 208	8.4	6,278	7.4	3, 346	4.3

資料:国勢調査

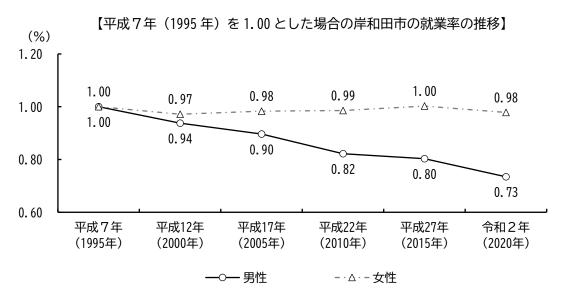
【産業別就業者割合の推移】



資料:国勢調査

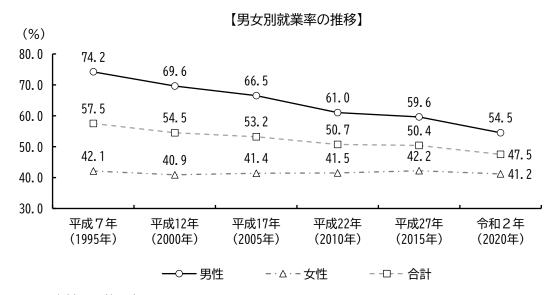
(2) 就業の状況

平成7年(1995年)を1.00とした場合の就業率の推移では、女性の就業率は大きな変化 はありませんが、男性の就業率は年々低下しています。



資料:国勢調査

また、男女別に就業率をみても、前述と同じく男性の比率が年々低下する一方で、女性の比率は平成7年(1995年)からあまり変わっていません。

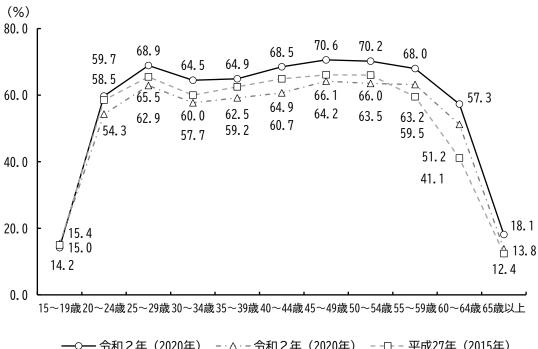


資料:国勢調査

(3) 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率は、15~19歳の階層を除き、全国よりやや低い値で推移しています。令和2年(2020年)の本市の状況は、25歳から子育て等が一段落すると思われる39歳までについては、平成27年(2015年)より減少しています。

【女性の年齢階層別就業率】



—○— 令和2年(2020年) - ·△·- 令和2年(2020年) - ·□ - 平成27年(2015年) 全国 岸和田市 岸和田市

資料:国勢調査

5 ニーズ調査結果

(1)調査概要

① 調査の目的

岸和田市では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、2025年度から2029年度までを計画期間とする「第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するために調査を行いました。

② 調査対象

岸和田市内在住の「就学前(0~6歳児)」がいる世帯・保護者(就学前児童調査) 岸和田市内在住の「小学生(1~6年生)」がいる世帯・保護者(就学前児童調査)

③ 調査期間

令和6年2月29日~令和6年3月22日

④ 調査方法

郵送による配布・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	3,000 通	1,297通	43.2%
小学生児童調査	3,000 通	1,428通	47.6%

(2)母親の就労状況について

① 母親の就労状況

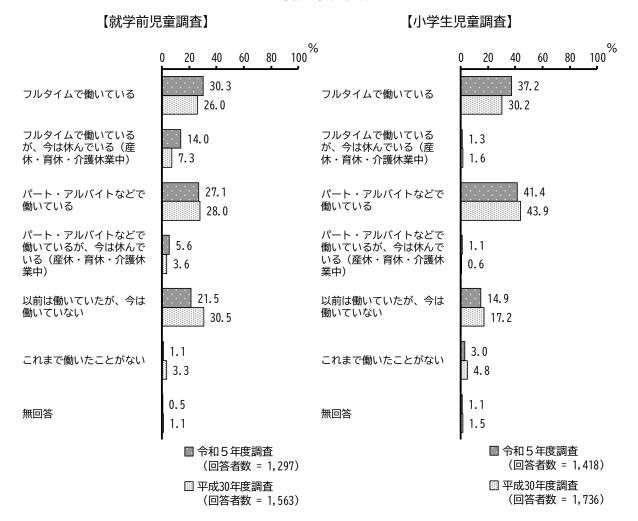
就学前児童調査では、「フルタイムで働いている」の割合が30.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が27.1%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が21.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いているが、今は休んでいる(産休・育休・介護休業中)」の割合が増加しています。一方、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。

小学生児童調査では、「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が41.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が37.2%、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が14.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いている」の割合が増加しています。

母親の就労状況

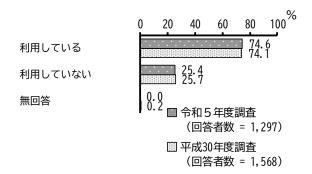


(3) 定期的な教育・保育について

① 利用状況

「利用している」の割合が 74.6%、「利用 していない」の割合が 25.4%となっています。 平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化 はみられません。

幼稚園・保育所などの定期的な利用状況 【就学前児童調査】



② 現在利用している事業・今後利用したい事業

現在利用している事業については、「認定こども園」の割合が41.5%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が26.9%、「幼稚園」の割合が16.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

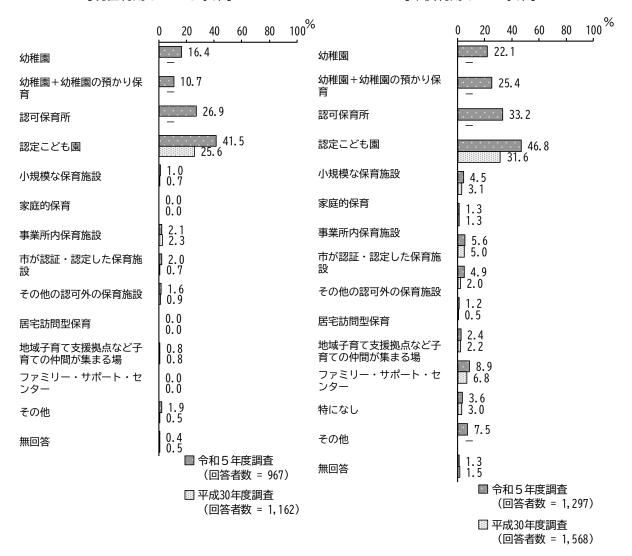
今後利用したい事業については、「認定こども園」の割合が46.8%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が33.2%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が25.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

現在利用している事業・今後利用したい事業 【就学前児童調査】

【現在利用している事業】

【今後利用したい事業】

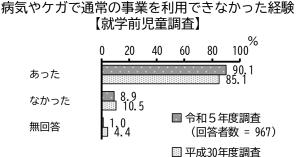


(4) 病児・病後児保育や不定期の事業について

① 病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験

「あった」の割合が90.1%、「なかった」の割合が8.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



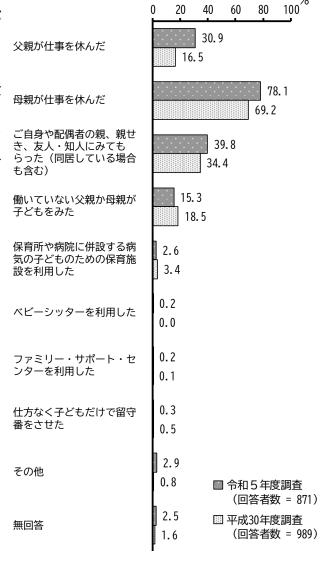
(回答者数 = 1,162)

② 病気やケガで通常の事業を利用できなかった時の対処

「母親が仕事を休んだ」の割合が 78.1%と 最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親 せき、友人・知人にみてもらった(同居して いる場合も含む)」の割合が 39.8%、「父親が 仕事を休んだ」の割合が 30.9%となっていま す。

平成30年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」、「母親が仕事を休んだ」、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった(同居している場合も含む)」の割合が増加しています。

病気やケガで通常の事業を 利用できなかった時の対処 【就学前児童調査】



(5) 育児休業の取得状況について

① 育児休業の取得状況

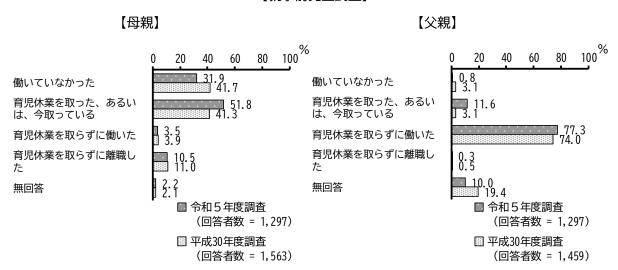
母親では、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が51.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が31.9%、「育児休業を取らずに離職した」の割合が10.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が 増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「育児休業を取らずに働いた」の割合が77.3%と最も高く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が11.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が 増加しています。

育児休業の取得状況 【就学前児童調査】

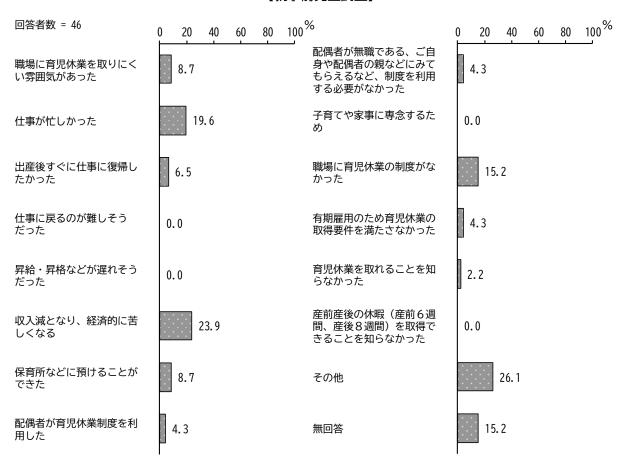


② 母親の育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取らずに働いた理由については、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が23.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が19.6%、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が15.2%となっています。

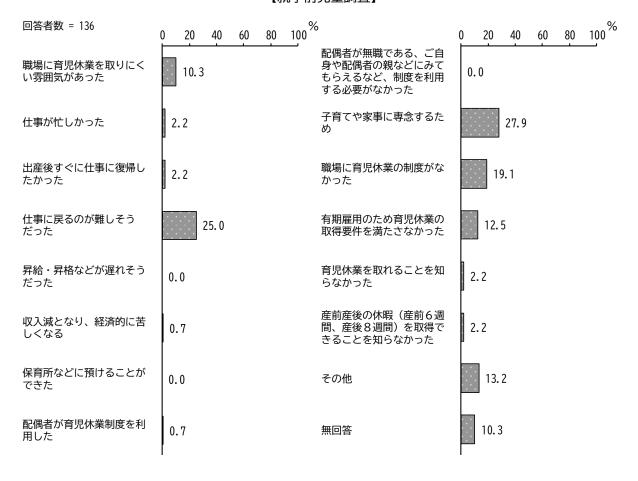
育児休業を取らずに離職した理由については、「子育てや家事に専念するため」の割合が27.9%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が25.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が19.1%となっています。

母親の育児休業を取得しなかった理由 【育児休業を取らずに働いた理由】 【就学前児童調査】



【育児休業を取らずに離職した理由】

【就学前児童調査】



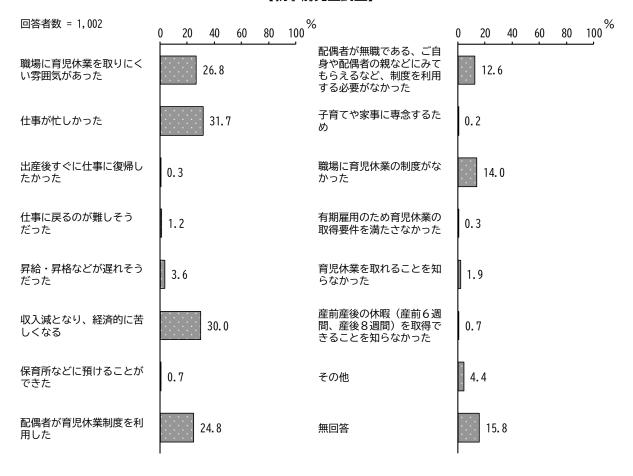
③ 父親の育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取らずに働いた理由については、「仕事が忙しかった」の割合が31.7%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が30.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が26.8%となっています。

父親の育児休業を取得しなかった理由

【育児休業を取らずに働いた理由】

【就学前児童調査】



(6) 子育ての相談先について

① 気軽に相談できる人・場所の有無

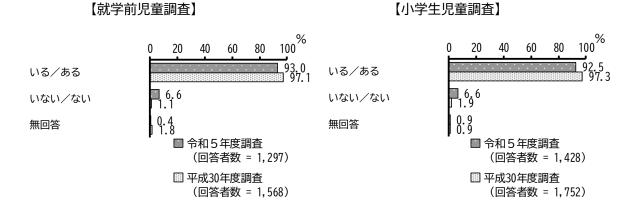
就学前児童調査では、「いる/ある」の割合が93.0%、「いない/ない」の割合が6.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「いない/ない」の割合が増加しています。

小学生児童調査では、「いる/ある」の割合が92.5%、「いない/ない」の割合が6.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

気軽に相談できる人・場所の有無



② 気軽に相談できる人・場所

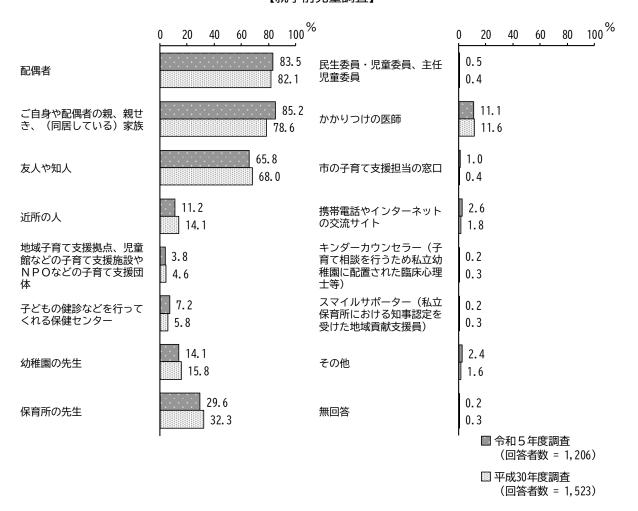
就学前児童調査では、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」の割合が85.2%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が83.5%、「友人や知人」の割合が65.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」 の割合が増加しています。

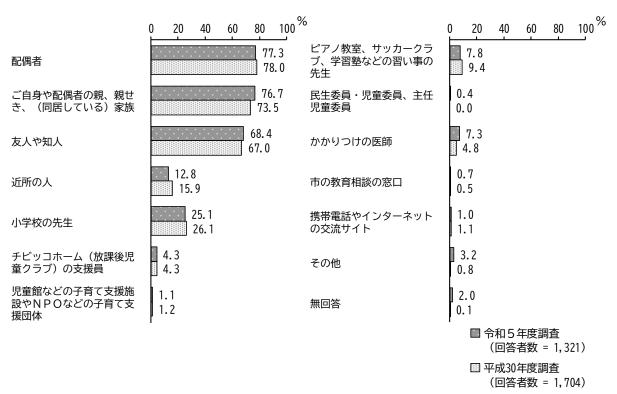
小学生児童調査では、「配偶者」の割合が77.3%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」の割合が76.7%、「友人や知人」の割合が68.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

気軽に相談できる人・場所 【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



(7)子育て支援サービスについて

① 充実してほしい子育て支援サービス

就学前児童調査では、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が66.9%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が63.8%、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が54.4%となっています。

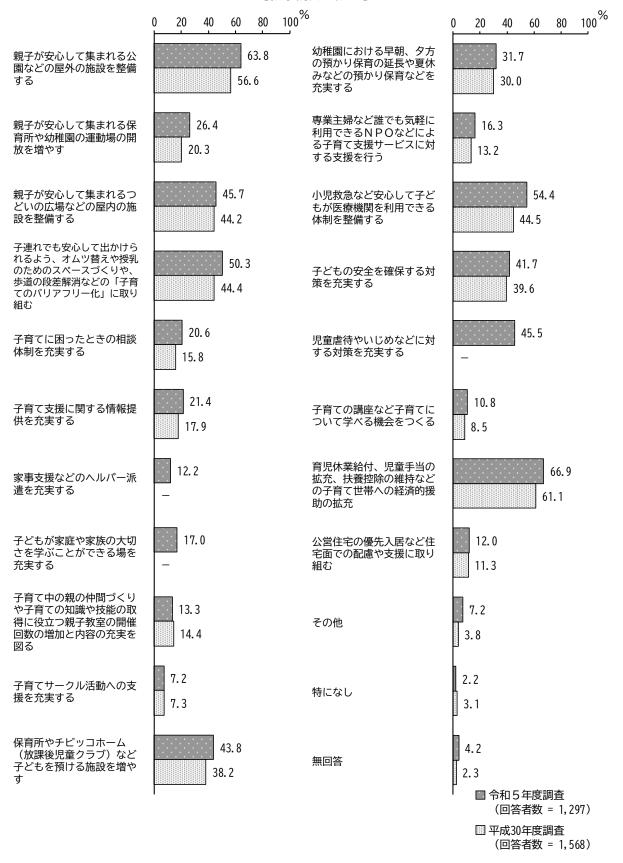
平成30年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす」「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」「保育所やチビッコホーム(放課後児童クラブ)など子どもを預ける施設を増やす」「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が増加しています。

小学生児童調査では、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が59.3%と最も高く、次いで「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が46.6%、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が41.8%となっています。

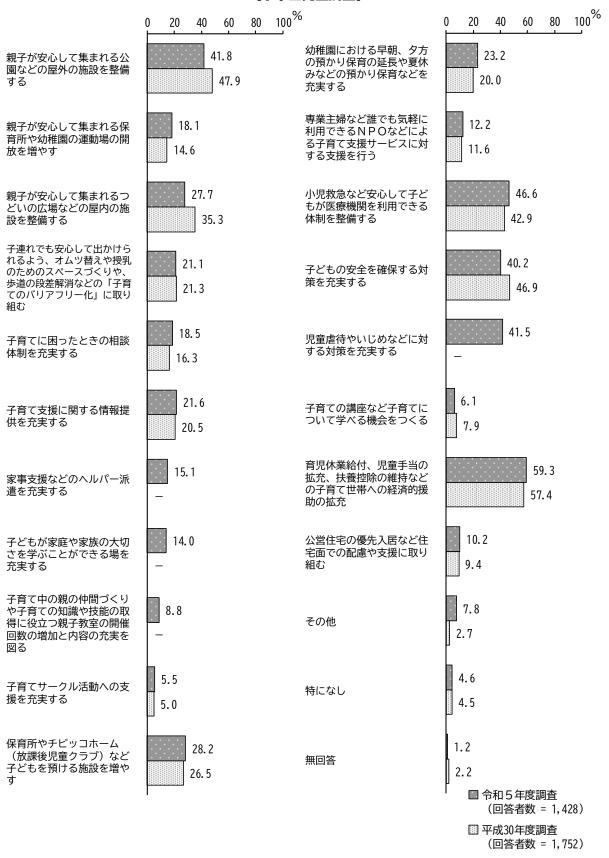
平成30年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する」「子どもの安全を確保する対策を充実する」の割合が減少しています。

充実してほしい子育て支援サービス

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】





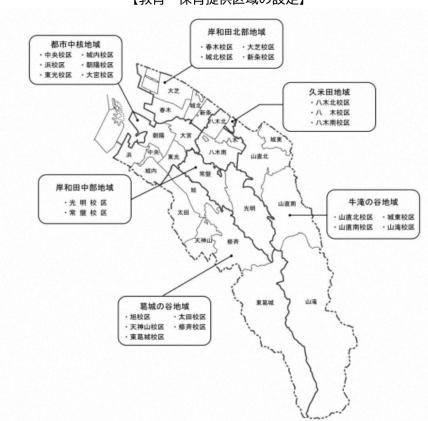
子ども・子育て支援施策の推進方法

1

教育・保育提供区域の設定

これまでの計画では、本市における保育の提供区域は、市内における社会資源の整備状況や他の計画などで設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合のとりやすい圏域に焦点を当て設定しています。具体的には、岸和田市総合計画において3次生活圏としている「都市中核地域」「岸和田北部地域」「葛城の谷地域」「岸和田中部地域」「久米田地域」「牛滝の谷地域」の6地域を、教育・保育提供区域として設定し、それぞれの区域において教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保を行ってきました。

各圏域における子育て家庭や児童、社会資源の状況等は大きく変化していないことから、 本計画においても現行の6つの提供区域を継承するものとします。



【教育・保育提供区域の設定】

※3次生活圏

岸和田市では、市民のコミュニティの単位として、3段階の生活圏を設定してまちづくりを進めている。 1次生活圏は生活の基本単位である小学校区(24区)、2次生活圏は中学校区(11校区)、3次生活圏は 地域的なまとまりを考慮して2次生活圏を複数合わせた地域(6地域)となっている 6地域の特色はそれぞれ次のとおりです。

① 都市中核地域

行政の中心地として古くから発展してきた市街地で、岸和田城をはじめとした歴史・文化資源の蓄積もあり、南海岸和田駅を中心にさまざまな都市機能が集まり発展してきました。

② 岸和田北部地域

古くから農漁村として開ける一方、紀州 街道沿いは門前町・街道町として栄えるな ど、自立性の高い地域として発展してきま した。

③ 葛城の谷地域

津田川流域に位置し、JR東岸和田駅を中心とした平地部の都市機能、丘陵部の良好な住宅地と農用地、山間部の森林などがバランスよく配置されています。

④ 岸和田中部地域

春木川の中・上流地域に位置し、主として 住宅地や農用地として利用されていて、全 体として田園風景が多く残されており、良 好な住環境を形成しています。

⑤ 久米田地域

牛滝川と春木川に挟まれ、久米田池・久米 田寺を中心に発展した地域で、豊富な歴史 資源と自然環境が調和した良好な市街地が 形成されています。

⑥ 牛滝の谷地域

ほぼ牛滝川に沿った形で市街地、農村・田園、森林がゆるやかに連続している地域で、 豊富な遺跡・歴史資源にも恵まれた良好な 市街地を形成しています。

【6地域別の幼稚園・保育所・認定こども園数と小・中学校区】

地域	りの幼稚園・	・保育所・調	認定こども関	数と小・中	学校区】
区域	中学 校区	小学 校区	幼稚園	保育所	認定こども園
		中央			
1	岸城	城内			
都市		浜	公:4園	公:4園	公:0園
中	野村	朝陽	民:1園	民:1園	民:3園
核	光陽	東光			
	ノいか	大宮			
2	春木	春木			
岸 和	台小	大芝	公:4園	公:2園	公:0園
田北	北	城北	民:0園	民:0園	民:7園
部	٦υ	新条			
	土生	旭			
③ 葛		太田	公:4園	公:2園	公:0園
城		天神山			
の 谷	葛城	修斉	民:1園	民:1園	民:2園
		東葛城			
④ 岸 和	桜台	光明	公:2園	公:1園	公:0園
田中部	1女口	常盤	民:0園	民:1園	民:3園
⑤		八木北	公:3園	公:1園	公:0園
久米	久米田	八木			
田		八木南	民:0園	民:0園	民:5園
6		山直北			
牛滝	山直	城東	公:4園	公:1園	公:0園
の		山直南	民:0園	民:0園	民:3園
谷	山滝	山滝			
計	11 校区	24 校区	公:21園	公:11園	公:0園
			民:2園	民:3園	民:23園

※ 令和6年(2024年)4月1日現在

教育・保育等の量の見込み及び確保に関する事項

(1)教育・保育の概要

本事業では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育での教育・保育を実施しま す。それぞれの事業の概要は下記のとおりです。

幼 稚 園:小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園:教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ

持ち、地域の子育て支援も行う施設。

保 育 所: 就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育:保育所(原則20人以上)より少人数単位で、0~2歳の子どもを預かる

事業。

①家庭的保育(保育ママ)、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪

問型保育の4つのタイプがある。

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定 区分が設けられており、認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。

■ 認定区分

1号認定子ども:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども

【施設等利用先】幼稚園、認定こども園

2号認定子ども:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園

3号認定子ども:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

【施設等利用先】保育所、認定こども園、小規模保育等

■ 利用の流れ

《幼稚園等を利用希望の場合》

① 幼稚園等に直接利用申し込み

② 幼稚園等から入園の内定

③ 幼稚園等を通じて認定を申請

④ 幼稚園等を通じて市から認定証を交付 ④ 利用希望、施設状況等により市が調整

⑤ 幼稚園等と契約

《保育所等での保育を利用希望の場合》

① 市に「保育の必要性」の認定を求める

② 市から認定証が交付

※①と③は同時に

③ 保育所等の利用希望の申込

⑤ 利用先決定後、契約

57

(2)教育・保育の量の見込みの推計方法

教育・保育の量の見込みは、国の考え方に基づき、本市における現在の保育の利用状況 や保護者の利用希望等を勘案して、下表の人口推計を基に算出しています。

■ 人口推計

計画年度毎の人口推計は以下の通りです。

年齢	区域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市全体	1, 146	1, 118	1,089	1,061	1,034
	① 都市中核	248	241	234	227	221
	② 岸和田北部	196	190	184	178	173
0歳	③ 葛城の谷	196	191	186	180	175
	④ 岸和田中部	150	148	145	143	140
	⑤ 久米田	207	203	199	195	191
	⑥ 牛滝の谷	149	145	141	138	134
	市全体	1,211	1, 184	1, 154	1, 123	1, 094
	① 都市中核	255	252	245	238	231
	② 岸和田北部	205	198	192	186	180
1歳	③ 葛城の谷	218	205	199	193	188
	④ 岸和田中部	155	152	149	147	144
	⑤ 久米田	212	213	209	204	200
	⑥ 牛滝の谷	166	164	160	155	151
	市全体	1, 249	1, 216	1, 189	1, 158	1, 127
	① 都市中核	266	252	249	242	235
	② 岸和田北部	221	204	197	191	185
2歳	③ 葛城の谷	213	217	204	198	192
	④ 岸和田中部	138	157	154	151	149
	⑤ 久米田	227	210	211	207	202
	⑥ 牛滝の谷	184	176	174	169	164
	市全体	2,460	2,400	2, 343	2, 281	2, 221
	① 都市中核	521	504	494	480	466
	② 岸和田北部	426	402	389	377	365
1・2歳計	③ 葛城の谷	431	422	403	391	380
	④ 岸和田中部	293	309	303	298	293
	⑤ 久米田	439	423	420	411	402
	⑥ 牛滝の谷	350	340	334	324	315

年齢	区域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市全体	1, 325	1, 264	1, 231	1, 204	1, 172
	① 都市中核	297	266	252	249	242
	② 岸和田北部	184	220	203	196	190
3歳	③ 葛城の谷	247	213	217	204	198
	④ 岸和田中部	160	140	159	156	153
	⑤ 久米田	183	221	205	206	202
	⑥ 牛滝の谷	254	204	195	193	187
	市全体	1,426	1,332	1, 268	1, 234	1, 207
	① 都市中核	328	298	267	253	250
	② 岸和田北部	232	183	219	202	195
4歳	③ 葛城の谷	252	243	209	213	200
	④ 岸和田中部	170	162	142	161	158
	⑤ 久米田	235	182	219	203	204
	⑥ 牛滝の谷	209	264	212	202	200
	市全体	1,400	1, 429	1, 337	1, 271	1, 238
	① 都市中核	332	329	299	268	254
	② 岸和田北部	229	233	184	220	203
5歳	③ 葛城の谷	226	249	240	207	211
	④ 岸和田中部	187	174	166	145	165
	⑤ 久米田	229	232	180	216	200
	⑥ 牛滝の谷	197	212	268	215	205
	市全体	2,826	2, 761	2,605	2,505	2, 445
	① 都市中核	660	627	566	521	504
4 - 1	② 岸和田北部	461	416	403	422	398
4・5歳 計	③ 葛城の谷	478	492	449	420	411
μ	④ 岸和田中部	357	336	308	306	323
	⑤ 久米田	464	414	399	419	404
	⑥ 牛滝の谷	406	476	480	417	405
	市全体	4, 151	4, 025	3, 836	3, 709	3, 617
	① 都市中核	957	893	818	770	746
0 4 5 5	② 岸和田北部	645	636	606	618	588
3・4・5歳 計	③ 葛城の谷	725	705	666	624	609
П	④ 岸和田中部	517	476	467	462	476
	⑤ 久米田	647	635	604	625	606
	⑥ 牛滝の谷	660	680	675	610	592
	市全体	7,757	7, 543	7, 268	7, 051	6, 872
	① 都市中核	1,726	1,638	1,546	1, 477	1, 433
0 - 15	② 岸和田北部	1, 267	1, 228	1, 179	1, 173	1, 126
0~5歳 計	③ 葛城の谷	1,352	1,318	1, 255	1, 195	1, 164
П	④ 岸和田中部	960	933	915	903	909
	⑤ 久米田	1, 293	1, 261	1, 223	1, 231	1, 199
	⑥ 牛滝の谷	1, 159	1, 165	1, 150	1,072	1,041

(3)教育・保育の量の見込み及び確保に関する事項

① 1号・2号・3号認定区分別

【算出方法】

・ニーズ調査の結果から算出し、入所等の実績を基に補正を行いました。

【量の見込み】

	認定	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号認定((幼稚園等)	1, 467	1, 420	1, 349	1, 299	1, 271
릚	2号認定((保育所等)	2, 342	2, 268	2, 161	2, 102	2, 053
量の見込み	1号・2号認定計		3, 809	3, 688	3, 510	3, 401	3, 324
込み		0歳	230	225	217	215	208
<u>}</u>	3号認定	1歳	663	655	645	636	625
	2歳		776	758	751	735	727
	3号認定計		1,669	1, 638	1,613	1,586	1,560

② 教育·保育(幼稚園等)

【量の見込み】

幼稚園等を利用する1号認定の量の見込みです。

		認定区域	令和 7	7年度	令和8	3年度	令和 9	9年度	令和1	0年度	令和1	1年度
		心化区以	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
		市全体	412	1, 055	389	1,031	383	966	375	924	366	905
量		① 都市中核	76	195	68	187	66	169	65	156	63	151
量の見込み		2 岸田湖	75	188	82	170	77	165	76	167	74	160
込み	区域	③ 葛城の谷	145	339	128	341	130	312	126	293	122	290
入	内訳	④ 岸和中部	38	101	35	97	37	89	36	88	35	90
		⑤ 久米田	38	128	42	119	40	116	40	116	40	113
		⑥ 牛滝の谷	40	104	34	117	33	115	32	104	32	101

【確保方針】

- ・現在、実施している3歳児の受け入れを継続していきます。
- ・確保方針については、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画の進捗に合わせて見直 しを行います。

■ 不足数・確保数等

幼稚園等の年度ごとの確保数・過不足数です。

		=10 =	3E(A)	令和 7	7年度	令和	8年度	令和	9年度	令和1	0年度	令和1	1年度
		認力	≣区分	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
		量の見	見込み(人)【①】	412	1,055	389	1,031	383	966	375	924	366	905
		確保	量(人)【②】	551	1,356	541	1,326	551	1,311	543	1, 297	543	1,297
角田市		施設種	民間認定こども園、 私立幼稚園	301	631	301	631	301	631	318	667	318	667
	†	別	公立認定こども園、 公立幼稚園	250	725	240	695	250	680	225	630	225	630
		過不	Z (2-1)	139	301	152	295	168	345	168	373	177	392
		量の見	見込み(人)【①】	76	195	68	187	66	169	65	156	63	151
		確保	量(人)【②】	108	241	108	241	108	241	100	227	100	227
	都市中核	施設	民間認定こども園、 私立幼稚園	33	76	33	76	33	76	50	112	50	112
	核	種別	公立認定こども園、 公立幼稚園	75	165	75	165	75	165	50	115	50	115
		過不	Z (2-1)	32	46	40	54	42	72	35	71	37	76
		量の	見込み(人)【①】	75	188	82	170	77	165	76	167	74	160
		確保	量(人)【②】	101	226	91	196	91	196	91	196	91	196
	岸和田北部	施設	民間認定こども園、 私立幼稚園	51	86	51	86	51	86	51	86	51	86
	部	種別	公立認定こども園、 公立幼稚園	50	140	40	110	40	110	40	110	40	110
		過不	Z (2-1)	26	38	9	26	14	31	15	29	17	36
		量の!	見込み(人)【①】	145	339	128	341	130	312	126	293	122	290
		確保	量(人)【②】	181	440	181	440	181	440	181	440	181	440
	葛城の谷	施設	民間認定こども園、 私立幼稚園	156	345	156	345	156	345	156	345	156	345
	谷	種別	公立認定こども園、 公立幼稚園	25	95	25	95	25	95	25	95	25	95
6 圏		過不足	Z (2-1)	36	101	53	99	51	128	55	147	59	150
6 圏域別		量の	見込み(人)【①】	38	101	35	97	37	89	36	88	35	90
,,,		確保	量(人)【②】	52	146	52	146	62	131	62	131	62	131
	岸和田中部	施設	民間認定こども園、 私立幼稚園	27	46	27	46	27	46	27	46	27	46
	平部	施設種別	公立認定こども園、 公立幼稚園	25	100	25	100	35	85	35	85	35	85
		過不	Z (2-1)	14	45	17	49	25	42	26	43	27	41
		量の	見込み(人)【①】	38	128	42	119	40	116	40	116	40	113
		確保	量(人)[②]	69	178	69	178	69	178	69	178	69	178
	久米田	施設種	民間認定こども園、 私立幼稚園	19	48	19	48	19	48	19	48	19	48
	н	糧別	公立認定こども園、 公立幼稚園	50	130	50	130	50	130	50	130	50	130
		過不	Z (2-1)	31	50	27	59	29	62	29	62	29	65
		量の	見込み(人)【①】	40	104	34				32	104	32	
		確保	量(人)[②]	40	125	40	125			40	125	40	125
	牛滝の谷	施設	民間認定こども園、 私立幼稚園	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
	谷	種別	公立認定こども園、 公立幼稚園	25	95	25	95	25	95	25	95	25	95
		過不	Z (2-1)	0	21	6	8	7	10	8	21	8	24

③ 教育・保育(保育所等)

【量の見込み】

保育所等を利用する2号・3号認定の量の見込みです。

<2号認定>

		認定区域	令和「	7年度	令和8	3年度	令和 9	9年度	令和1	0年度	令和11年度		
		応 佐 区 以	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	
		市全体	768	1,574	739	1,529	718	1, 443	708	1, 394	692	1,361	
量		① 都市中核	148	276	134	264	128	239	127	220	124	215	
量の見込み		② 岸田湖	170	393	188	360	176	343	172	351	169	334	
込み	区域	③ 葛城の谷	100	224	89	223	90	204	87	194	84	189	
入	内訳	④ 岸田中部	128	255	111	248	117	226	114	221	113	226	
		⑤ 久米田	108	197	103	199	97	196	98	180	95	175	
		⑥ 牛滝の谷	114	229	114	235	110	235	110	228	107	222	

<3号認定>

		到中区社	令	和7年	度	令和	18年	度	令和	119年	度	令	110年	渡	令和11年度		
		認定区域	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		市全体	230	663	776	225	655	758	217	645	751	215	636	735	208	625	727
量		① 都市中核	45	118	138	44	117	131	43	116	131	42	113	129	40	111	127
量の見込み		② 岸畑増	3 45	159	203	43	156	190	42	152	188	42	151	183	40	148	180
込み	区域	③ 葛城の谷	26	95	99	26	91	102	25	89	98	25	88	96	24	85	95
入	内訳	④ 岸畑中帝	3 51	121	122	49	120	130	48	118	127	48	117	124	47	115	124
		⑤ 久米田	34	80	106	34	81	101	31	81	102	30	79	101	30	79	100
		⑥ 牛滝の谷	29	90	108	29	90	104	28	89	105	28	88	102	27	87	101

【確保方針】

- ・就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営 が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していき ます。
- ・保育士の人材確保対策の充実等により、教育・保育の質の維持・向上を図ります。
- ・確保方針については、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画の進捗に合わせて見直 しを行います。

■ 不足数・確保数等

保育所等の年度ごとの確保数・過不足数です。

単位:人

		認知	包含			和7年					和8年					和9年					和10年		,			和11年	
				0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	0歳	1歳	2歳	3歳 4.5歳
	ь	量の見	見込み【①】	230	663	776	768	1,574	225	655	758	739	1,529	217	645	751	718	1,443	215	636	735	708	1,394	208	625	727	692 1, 361
戶 利 日 〒	Ŧ	確保	量【②】	377	711	804	878	1,826	374	711	804	874	1,811	374	711	804	874	1,811	374	711	807	874	1,811	374	711	807	874 1,811
Ė	į	_	利用定員	371	701	786	864	1,757	368	701	786	860	1,742	368	701	786	860	1,742	368	701	789	860	1,742	368	701	789	860 1,742
		訳	(うち定員拡大数)	(0)	(3)	(6)	(0)	(6)	(▲3)	(0)	(0)	(▲4)	(▲15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
É	î Î	ш	円滑化受入数	6	10	18	14	69	6	10	18	14	69	6	10	18	14	69	6	10	18	14	69	6	10	18	14 69
Ē	il	過不足	로 【②−①】	147	48	28	110	252	149	56	46	135	282	157	66	53	156	368	159	75	72	166	417	166	86	80	182 450
		量の見	見込み【①】	45	127	138	148	276	44		132	134	264	43	119		128	239	42	115	129	127		40		127	124 215
		確保	量 【②】	63	128	141	168	359	63		141	168	359	63	128	141	168	359	63	128	144	168		63	128	144	168 359
	都		利用定員	63	128	141	168	359	63		141	168	359	63	128	141	168	359	63	128	144	168		63	128	144	168 359
	都市中核	内	(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
	核	訳	円滑化受入数	0	(-,	0		(-,	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0 0
		過不!	E (2-1)	18	1	3	20	83	19		9	34	95	20	9	10	_	120	21	13	15	41	139	23	17	17	44 144
			見込み【①】	45	159	203	170		43		190	188		42	152	188		343	42	151	183	172		40		180	169 334
			是 【②】	82	178	203	223	455	79		203	219	440	79	178	203		440	79	178	203	219		79	178	203	219 440
	岸	唯小	利用定員	82	178		223	455	79		203	219	440	79	178	203		440	79	178	203	219		79	178	203	219 440
	出出	内	(うち定員拡大数)																						1		
	岸和田北部	訳		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(▲3)		(0)	(A 4)	(▲15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0) (0)
	пь	\G 7 (円滑化受入数	0	0	0	_	0	0	_	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0 0
			E (2-0)	37	19	0		62	36		13	31	80	37	26	15		97	37	27	20	47		39	30	23	50 106
			見込み【①】	26	86	99			26		101	89		25	86	98	90	204	25	86	96	87		24	85	95	84 189
	苣	惟休	量 【②】	44	86	101	108	230	44		101	108	230	44	86	101	108	230	44	86	101	108		44	86	101	108 230
	葛城の	内	利用定員	44	83	95	108	224	44		95	108		44	83	95		224	44	83	95	108		44	83	95	108 224
	の谷	訳	(うち定員拡大数)	(0)	(3)	(6)	(0)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
6	-		円滑化受入数	0	3	6	0	6	0	3	6	0	6	0	3	6	0	6	0	3	6	0	6	0	3	6	0 6
6 圏域別			로 (②−①)	18	0	2	8	6	18	0	0	19	7	19	0	3	18	26	19	0	5	21	36	20	1	6	24 41
域別		量の見	見込み【①】	51	117	122	128	255	49	117	129	111	248	48	117	127	117	226	48	117	124	114	221	47	115	124	113 226
	岸	確保	量【②】	70	117	129	133	278	70	117	129	133	278	70	117	129	133	278	70	117	129	133	278	70	117	129	133 278
	和田田	rta .	利用定員	67	113	125	129	265	67	113	125	129	265	67	113	125	129	265	67	113	125	129	265	67	113	125	129 265
	日部	訳	(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
	部		円滑化受入数	3	4	4	4	13	3	4	4	4	13	3	4	4	4	13	3	4	4	4	13	3	4	4	4 13
		過不足	로 【②−①】	19	0	7	5	23	21	0	0	22	30	22	0	2	16	52	22	0	5	19	57	23	2	5	20 52
		量の見	見込み【①】	34	80	106	108	197	34	81	101	103	199	31	81	102	97	196	30	79	101	98	180	30	79	100	95 175
		確保	量【②】	60	105	119	132	269	60	105	119	132	269	60	105	119	132	269	60	105	119	132	269	60	105	119	132 269
	ᄾ	-	利用定員	57	104	115	127	229	57	104	115	127	229	57	104	115	127	229	57	104	115	127	229	57	104	115	127 229
	久米田	内記	(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
		D/\	円滑化受入数	3	1	4	5	40	3	1	4	5	40	3	1	4	5	40	3	1	4	5	40	3	1	4	5 40
		過不足	로 【②−①】	26	25	13	24	72	26	24	18	29	70	29	24	17	35	73	30	26	18	34	89	30	26	19	37 94
		量の見	見込み【①】	29	94	108	114	229	29		105	114	235	28	90			235	28	88	102	110		27	87	101	107 222
		確保	量 【②】	58	97	111	114	235	58		111	114	235	58	97	111	114	235	58	97	111	114		58	97	111	114 235
	生		利用定員	58	95	107	109	225	58		107	109		58	95	107		225	58	95	107	109		58	95	107	109 225
	牛滝の:	内	(うち定員拡大数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0) (0)
	谷	訳	円滑化受入数	0	2	4	5	10	0	(-,	4	5	10	0	2	4		10	0	2	4	5		0	2	4	5 10
		沿	不足【②-①】	29	3	3	_		29		6	0		30	7	6		0	30	9	9	4	1	31	10	10	7 13
	<u> </u>	_ ~		23									U	50				U	50	,	, ,			JI	10	10	/ 13



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に 関する事項

(1) 各地域子ども・子育て支援事業の概要

本計画では、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、以下の19事業を実施します。

	事業	事業の概要			
1	利用者支援事業	子どもや保護者等、または妊娠期の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談や情報提供等、必要な支援を行う事業。			
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理 由により、通常の利用時間以外の時間において保育 を行う事業。			
3	放課後児童健全育成事業(チビッコ ホーム(放課後児童クラブ))	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余 裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与 えて、その健全育成を図る事業。対象児童は6年生 まで。			
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上 の理由により児童の養育が困難となった場合等に、 児童養護施設など保護を適切に行うことができる施 設において養育・保護を行う事業。			
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。			
5	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、 子育て支援に関する情報提供等を行う事業。			
6-1	養育支援訪問事業	養育の支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育にむ けた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業。			
6-2	子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、ネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。			
7	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児 のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供 をする事業。			

	事業	事業の概要			
0	一時預かり事業(幼稚園型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・保育所・認定こども園等で一時的に預かる事業。			
8	一時預かり事業(幼稚園型を除く)				
9	病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等におい 看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体 不良となった児童を保育所の医務室等において看 師等が緊急的な対応等を行う事業。			
10	子育て援助活動支援事業(ファミリ ー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者 (依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(協 力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実 施する事業。(相互援助活動の例:子どもの預か り、送迎など)			
11	妊婦健康診査事業	妊婦に対して健康診査を行う事業。			
12	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	保護者の世帯所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費(副食材料費)、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品購入費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。			
13	多様な事業者の参入促進・能力活用 事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業。			
14	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て 家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が 訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するととも に、家事・子育て等の支援を実施する事業。			
15	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。			

	事業	事業の概要
16	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。
17	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等の実施により、 必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに 応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援事業。
18	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問 わず時間単位等で、保育所等を柔軟に利用できる新 たな通園給付制度。令和8年度から法律に基づく新 たな給付制度として、全ての自治体で実施予定。
19	産後ケア事業	出産後の心身ともに不安定な時期にあって、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するとともに児童虐待防止につなげることを目的とする事業。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保に関する事項

① 利用者支援事業

【算出方法】

・利用者支援事業の利用実績や子ども・子育て支援事業等の量の見込みを勘案して、整備 目標を立てています。

【量の見込み】

単位:箇所

整備数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【確保方針】

・(基本型・特定型)

利用状況に応じて取組の拡充を検討します。また、子育て支援事業等の情報集約・提供、 相談等の実施と併せて、各事業の利用促進を図ります。

・(こども家庭センター型)

令和6年度に設置したこども家庭すこやかセンターにおいて、母子保健部門と児童福祉 部門が一体的な組織として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援 を行います。

② 延長保育事業

【算出方法】

・2号・3号に対する保育の見込量を量の見込みとして算出しています。

【量の見込み】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全体	4, 015	3, 912	3, 784	3, 690	3, 607

【確保方針】

・利用動向や施設の状況を踏まえ、今後も市内全保育施設で実施します

③ 放課後児童健全育成事業 (チビッコホーム (放課後児童クラブ))

【算出方法】

・これまでの利用実績と今後見込まれる児童数を勘案し算出しています。

【量の見込み】

<全体>

単位:人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	低学	年	1,630	1,705	1,764	1, 726	1, 654
量の見込み(人)	高学	年	177	149	138	150	155
	全	体	1,807	1,854	1,902	1,876	1,809
確保量 (人)	全	体	1,807	1,847	1,884	1, 861	1,807
過不足数 (人)	全	体	0	▲7	▲ 18	▲ 15	▲2

【確保方針】

・小学校の余裕教室等が活用できる校区については、ホームの受入れ量を順次確保します。 小学校の余裕教室等の活用が難しい校区については、引き続き、夏期臨時チビッコホームを開設し、受入れ量の確保に努めます。

また、受入れ量の確保に併せて支援員の確保に努めるともに、採用時には、認定資格 研修の受講を義務付け資質の向上を図り、利用児童が安心して過ごせる遊びや生活の場 としの保育環境の向上に努めます。

<小学校区別>

単位:人

区分			の見込					1年生	=			7	2年生	Ė			3	3年生	Ē.,			4	4年生	Ė			į	5年生	Ė				6年生	ŧ	
校名	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11
中央	25	26	27	27	26	9	9	9	9	8	9	10	10	10	10	4	4	5	5	5	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
城内	97	100	103	101	97	43	43	44	41	39	32	36	36	37	35	14	14	16	16	16	5	5	5	5	5	3	2	2	2	2	0	0	0	0	0
浜	20	21	22	22	20	8	8	8	8	7	4	5	5	5	4	7	7	8	8	8	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝陽	116	117	118	117	112	51	51	52	49	46	34	39	39	40	37	12	12	14	14	14	9	8	8	9	9	9	6	5	5	6	1	1	0	0	0
東光	100	103	107	107	104	33	33	34	31	30	34	39	39	40	37	20	20	23	23	24	11	9	9	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭	103	106	109	108	105	48	48	48	45	43	31	35	35	36	34	19	19	22	22	23	5	4	4	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太田	118	119	121	121	117	47	47	48	45	42	28	32	32	33	31	24	24	27	27	28	11	9	9	11	11	6	4	4	4	4	2	3	1	1	1
天神山	33	33	32	32	31	8	8	8	8	7	10	11	11	12	11	5	5	6	6	6	1	1	1	1	1	7	5	4	4	5	2	3	2	1	1
修斉	45	47	49	47	45	26	26	27	25	24	11	13	13	13	12	6	6	7	7	7	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
春木	86	87	89	88	84	35	35	36	34	32	23	26	26	27	25	18	18	20	20	20	3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	2	2	1	1	1
大芝	39	40	41	39	38	26	26	27	25	24	7	8	8	8	8	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
大宮	114	120	123	122	115	48	48	49	46	43	47	53	53	55	51	18	18	20	20	20	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城北	59	60	62	60	58	33	33	34	31	30	15	17	17	17	16	7	7	8	8	8	3	2	2	3	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
新条	98	100	103	101	98	44	44	45	42	40	26	30	30	30	28	18	18	21	21	22	6	5	5	6	6	4	3	2	2	2	0	0	0	0	0
冰北	99	103	106	104	100	47	47	48	45	42	35	39	39	40	38	16	16	18	18	19	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八木	85	88	89	88	85	32	32	32	30	29	30	34	34	35	33	13	13	15	15	15	5	5	5	5	5	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1
八木南	61	64	66	64	63	28	28	29	27	26	20	23	23	23	22	8	8	9	9	10	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光明		129	133	129	125	64	64	66	61	58	34	39	39	39	37	13	13	15	15	15	11	10	10	11	11	4	2	2	2	3	1	1	1	1	1
常盤		162	166	165	160	68	68	69	65	62	50	58	58	59	56	23	22	26	26	26	11	9	9	11	11	6	4	3	3	4	1	1	1	1	1
山直北			106		102	37	37	38	36	34	34	39	39	40	37	21	21	24	24	25	5	4	4	5	5	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
城東	49	51	54	53	51	20	20	21	20	19	14	16	16	16	15	12	12	14	14	14	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
山直南	45	47	48	47	45	22	22	22	21	20	12	14	14	14	13	10	10	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
山滝	31	29	28	28	28	15	15	15	14	13	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	4	4	5	5	4	3	2	2	3	0	0	0	0	0
合計	1,807	1,854	1,902	1,876	1,809	792	792	809	758	718	543	619	619	632	593	295	294	336	336	343	107	94	94	107	107	55	38	33	33	38	15	17	11	10	10

④ 子育て短期支援事業<ショートステイ><トワイライトステイ>

<ショートステイ>

【算出方法】

・過去5年間の利用実績を踏まえ量の見込みを算出すると、35件前後の見込み量となりますが、過去5年間の利用実績数値に幅があり利用実績が一定ではないことを踏まえ、第2期計画と同様の量を見込んでいます。

【量の見込み】

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保量	150	150	150	150	150

【確保方針】

・児童養護施設等6施設に委託して実施します。

<トワイライトステイ>

【算出方法】

・利用の実績はありませんが、第2期計画と同様の量を見込んでいます。

【量の見込み】

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保量	10	10	10	10	10

【確保方針】

・児童養護施設3施設に委託して実施します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【算出方法】

・人口推計値の各年の0歳児人口数として算出しました。

【量の見込み】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1, 146	1, 118	1, 089	1,061	1, 034

【確保方針】

・助産師や保健師、看護師などの専門職の訪問により実施します。

⑥-1 養育支援訪問事業

【算出方法】

・新生児数(0歳人口推計)の見込みと実績に基づき算出しました。

【量の見込み】

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	4	4	4	4	4

【確保方針】

・養育に関する支援が必要な家庭を、助産師や保健師、栄養士などの専門職が継続して訪問することにより実施します。

⑥-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【量の見込み】

・ネットワーク機能を強化する事業内容のため、量の見込みは設定していません。

【確保方針】

- ・岸和田市子育て支援地域協議会(要保護児童対策地域協議会)児童虐待防止ネットワーク部会において、児童虐待の早期発見・早期対応、要保護児童及び要支援児童とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の連携を密に図ります。
- ・関係機関向けの研修を実施し、専門性の強化を図るとともに、市民等への啓発活動を実 施します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【算出方法】

・過去5年間の利用実績を踏まえ、量の見込みを算出しています。

【量の見込み】

単位:人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10,893	10, 583	10, 202	9, 906	9, 662

【確保方針】

- ・地域子育て支援センターにおいて、子育て支援の取組を継続、充実していきます。
- ・今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知 を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

⑧ 一時預かり事業<幼稚園型><幼稚園型を除く>

<幼稚園型>

【算出方法】

・過去5年間の利用実績を踏まえ、量の見込みを算出しています。

【量の見込み】

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	56, 922	56, 736	56, 224	55, 612	55, 216

【確保方針】

- ・引き続き各施設において実施します。
- ・市立幼稚園の1園あたり(参考)
 - 3歳児保育実施園 55名/日×5日/週×52週=14,300人日/年
 - 3歳児保育未実施園 30名/日×5日/週×52週= 7,800人日/年

<幼稚園型を除く>

【算出方法】

・過去5年間の利用実績を踏まえ、量の見込みを算出しています。

【量の見込み】

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2, 638	2, 563	2, 471	2, 399	2, 340

【確保方針】

- ・現施設で年間見込量の確保が可能であり、他の保育施設でも自主事業として一時預かり を行っています。
- ・利用動向や他施設の状況を踏まえ、必要に応じ取組の拡充を検討します。
- · 2箇所×10人/日×5日/週×52週=5,200人日/年

⑨ 病児保育事業

【算出方法】

・これまでの利用実績と今後見込まれる児童数を勘案し算出しています。

【量の見込み】

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	530	516	499	486	474

【確保方針】

- ・現施設で年間見込量の確保が可能であり、今後も実施していきます。
- ・病児保育事業の周知等の利用促進に努めます。
- ・病児保育事業(病児対応型):3箇所×9人/日×5日/週×52週=7,020人日/年

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【算出方法】

・就学前児童、就学児のそれぞれについて、実績に基づき算出しています。

【量の見込み】

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市全体	731	712	694	676	661
就学前児童	372	362	349	338	330
就学児	359	350	345	338	331

【確保方針】

・現行の活動件数量を維持し、継続して実施していきます。今後も、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。

① 妊婦健康診查事業

【算出方法】

・量の見込みは0歳の推計人口を、回数は各年度の0歳の人数×14回で算出しました。

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(人)	1, 146	1, 118	1,089	1,061	1,034
妊婦健康診査受診 延回数(回)	16, 044	15, 652	15, 246	14, 854	14, 476

【確保方針】

- ・医療機関、助産院に委託し実施します。
- ・利用者が里帰り出産等により委託医療機関以外の国内の医療機関で健診を受けた場合は、 償還払いを行います。

② 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【実施目標】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

【確保方針】

・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して、市の定める基準を限度に実費徴収される給食費(副食材料費)及び特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者に対して市の定める基準を限度に日用品や文房具を購入する費用を補助します。

③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【実施目標】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

【確保方針】

・保育の受け皿拡大や子育て支援の充実のために、民間認定こども園における支援が必要 な子どもの受入れ等を行っていきます。

(4) 子育て世帯訪問支援事業

【算出方法】

・令和6年度、地域子ども・子育て支援事業に新設された事業のため、ニーズ調査や利用 実績に基づいての算出が困難なことから、要保護児童等のうち本事業の利用が望ましい と想定される世帯を見込んでいます。各年度における実施状況が見込み量と大きく乖離 した場合には、適宜見直しを行うこととします。

【量の見込み】 単位: 人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	708	684	672	660	636
確保量	708	684	672	660	636

【確保方針】

- ・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤン グケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・ 子育て等の支援を実施します。
- ・事業の実施に向け、支援を必要とする家庭の把握や受託事業者などの地域資源の開拓、事業実施体制の検討・整備を進めます。

15 児童育成支援拠点事業

【確保方針】

・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所 となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学 習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎ 等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。今後、支援を必要とする家 庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

⑩ 親子関係形成支援事業

【算出方法】

・令和6年度の実績見込みに基づき算出しました。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保量	25	25	25	25	25

【確保方針】

- ・こども家庭すこやかセンターにて継続的に実施します。
- ・「『安心感の輪』子育てプログラム」や「前向き子育てプログラム(トリプルP)」など、 様々なアプローチの手法を用いて、子育ての方法や技術を学ぶ機会を提供します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業

【算出方法】

- ・妊娠届出数は人口推計値の各年の0歳児人口数、面談回数は3回として算出しました。
- ・令和7年度に地域子ども・子育て支援事業に新設される事業のため、本事業の具体的な 実施方法や相談支援のあり方について、今後、国からガイドラインが示されることから、 各年度における実施状況が見込み量と大きく乖離した場合には、確保方針も含めて適宜 見直しを行うこととします。

【量の見込み】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出数(件)	1, 146	1, 118	1,089	1,061	1,034
面談回数(回)	3	3	3	3	3
面談実施合計回数 (回)	3, 438	3, 354	3, 267	3, 183	3, 102

【確保方針】

・すべての妊婦等に対し、妊娠届出時や妊娠8か月ごろ、出産後に、こども家庭すこやか センターの助産師、保健師等の面談により実施します。

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【確保方針】

・令和8年度からの制度実施に向けて、国の動向等を踏まえつつ、本市での実施体制を整備します。

⑲ 産後ケア事業

【算出方法】

・新生児数(0歳人口推計)の見込みと令和5年度の実績及び令和6年度の実績見込みに基づき算出しました。

【量の見込み】

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の	宿泊型	151	146	143	140	137
見込み	デイサー ビス型	73	71	69	68	66
	宿泊型	160	160	160	160	160
確保量	デイサー ビス型	80	80	80	80	80

【確保方針】

- ・医療機関や助産院に委託し実施します。
- ・引き続き受託機関の開拓を行い、宿泊型、デイサービス型に加え、利用者の家庭を訪問 するアウトリーチ型の実施についても調査・検討していきます。

4

障害児に対する支援の推進

(1)障害児に対する早期支援の充実

障害児などの発達に支援が必要な児童は、集団生活において適切な支援を受けることで その発達が保障されます。障害児が早期に適切な支援を受けられるよう体制の充実を図り ます。

また、児童発達支援センター「岸和田市立総合通園センター」では、療育の充実を図る とともに、地域における障害児支援の中核機関として、関係機関と連携し、障害児の地域 参加及び包容(インクルージョン)を推進するための支援体制の充実を図ります。

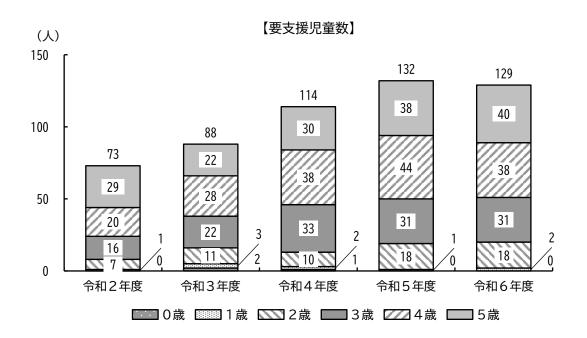
① 岸和田市による支援の状況

ア 保育所(園)・認定こども園に在籍する発達支援対象児童数の推移 (市立施設11ヶ所、民間施設20ヶ所)

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0歳	0	2	1	0	0
	1歳	1	3	2	1	2
要	2歳	7	11	10	18	18
要支援児	3歳	16	22	33	31	31
児	4歳	20	28	38	44	38
	5歳	29	22	30	38	40
	合計	73	88	114	132	129

(各年度4月1日現在)



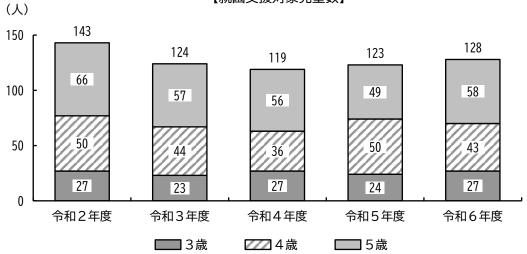
イ 幼稚園に在籍する就園支援対象児童数の推移

単位:人

歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	27	23	27	24	27
4歳児	50	44	36	50	43
5歳児	66	57	56	49	58
合 計	143	124	119	123	128

(各年度4月1日現在)

【就園支援対象児童数】



ウ 児童発達支援事業所通所児童数の推移

(市立施設2ヶ所:総合通園センターに障害に応じて療育を行う2つの施設を併設)

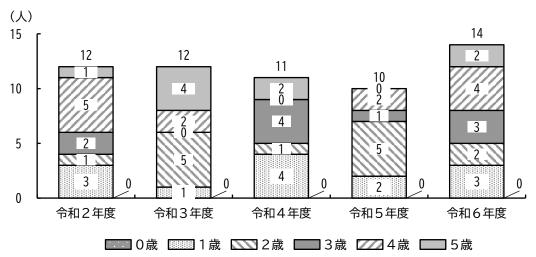
単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0歳	0	0	0	0	0
L١	1歳	3	1	4	2	3
ながわクラス	2歳	1	5	1	5	2
かわ	3歳	2	0	4	1	3
1 2	4歳	5	2	0	2	4
え	5歳	1	4	2	0	2
	合計	12	12	11	10	14
	0歳	0	0	0	0	0
ار	1歳	0	0	0	1	0
ピ	2歳	2	3	3	1	0
 ク	3歳	11	6	8	5	1
クラス	4歳	9	8	8	7	5
	5歳	8	8	4	4	5
	合計	30	25	23	18	11

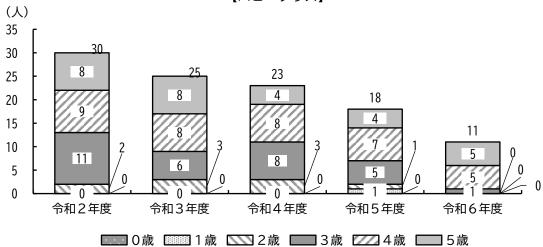
(各年度4月1日現在)

※ 利用定員:いながわクラス 25 名、パピークラス 35 名。

【いながわクラス】



【パピークラス】



エ 支援学級・通級指導

単位:人

		小学校							中等	学校	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
支援学級	69	106	136	134	183	160	788	145	133	113	391
通級指導	14	60	64	69	58	76	341	23	24	21	68

(令和6年5月1日現在)

(2) 第3期障害児福祉計画との連携

障害児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものにする必要があるとともに、障害児支援の体制整備に当たっては、子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があることから、本計画においても、第2期計画と同様に、岸和田市障害児福祉計画との連携を図ります。

第3期岸和田市障害児福祉計画は、令和6年3月に策定し、令和6年度から令和8年度 までを計画期間としています。

以下については、第3期岸和田市障害児福祉計画から抜粋した内容を記載しています。 また、見込み量については、令和6年度から令和8年度を記載しています。

■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

■儿主油ル	ムに至ってリーに入り性規と内台
サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適応訓練等の支援、またはこれらに 合わせて治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練 や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を 行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自 宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、 訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応 じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等コーディネータ 一配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■ 第3期計画における見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	163	162	160
近里光廷又版 	人日/月	1,783	1,767	1,742
サヨダケニ イサービフ	人/月	717	774	830
放課後等デイサービス	人日/月	9, 797	10, 576	11,342
/// 女式 华 計 明 十 採	人/月	45	51	57
保育所等訪問支援	回/月	76	87	97
尼克計明刊旧辛及法士授	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	回/月	10	10	10
障害児相談支援	人/月	102	111	119
医療的ケア児等コーディネーター の配置人数(福祉関係)	人	1	1	1
医療的ケア児等コーディネーター の配置人数(医療関係)	人	2	2	2

■ 子ども・子育て支援等の利用ニーズの見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用障害児数	人	870	952	1,033



関連施策の展開

(1)

ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の向上を図る支援を推進します。

(1) 支援体制

① 相談体制の充実

ひとり親家庭の母や父は、子育て・仕事・家事等の日常生活全般を一人で担うことが多 く、精神的又は経済的負担を感じることがあります。

このような負担を少しでも軽減できるように、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭になった背景や、自身や子どもの年齢、住居、家族、就業状況等を伺い、個々の状況に応じて、関係機関との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

(2) 就労支援・就業支援

① 就労の支援

ひとり親家庭の母や父が就労したい又は転職したいと考えたときに、相談先や情報の入手方法、自身に合った職業の選び方、履歴書の書き方、面接方法等、さまざまな悩みがあります。

これらの悩みをいち早く解決し、子育てと仕事の両立が可能となるよう、ハローワークと連携して、母子・父子自立支援プログラム策定員とともに就労支援を実施します。

なお、毎年8月の児童扶養手当現況届集中受付期間には、ハローワークから派遣された 就職支援ナビゲーターによる窓口を設置します。

相談者の生活や子育ての状況、就労経験や適正等を勘案し、就労支援メニュー等の利用も含め、安定した自立に結びつくよう、きめ細やかで継続的な就労支援の実施に努めます。

② 資格取得の支援

就業に結びつきやすく、経済的自立に効果的な資格の取得を促進します。

生活の負担の軽減を図り、資格取得や技術習得を容易にするための経済的支援事業「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等職業訓練促進費給付金等事業」の周知に努め、ひとり 親家庭の生活の安定を図ります。

(3)子育て・生活支援

① 市営住宅入居の支援

市営八木住宅において、母子世帯専用住宅として住居を確保します。

② 保育所入所の支援

入所選考基準において、保育希望者の基本点数が同点の場合には、ひとり親家庭に点数 を付加することにより、優先的に入所できるよう支援を実施します。

③ 学習の支援

児童扶養手当の全部支給を受けている世帯の中学3年生を対象に、高校への進学を支援 するための学習サポートを実施します。

(4) 経済的支援

① 医療費負担の軽減

ひとり親家庭に対し、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、大阪府 の補助事業を活用し、医療費の一部を助成します。

② 児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親家庭となった家庭に対して、生活の安定と自立の促進のため 「児童扶養手当制度」に関する周知を図り、人権に配慮した適正な給付事務を実施します。

③ 母子・父子福祉資金貸付の相談体制の充実

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図り、扶養されている子どもの福祉の増進を 図るため、子どもの修学や就学支度、母自身や父自身の技能習得等に大阪府母子・父子福 祉資金の貸付を行っております。

ひとり親家庭では、年々子どもの進学に係る費用の負担が大きくなっており、心配ごとのひとつとして掲げられます。ひとり親家庭の現状やこれからの課題等を、相談者とともに考えていき、これら母子・父子福祉貸付制度や他の貸付金又は奨学金制度との調整を図りながら、支援を実施します。

貸付のニーズに応えるため「母子・父子福祉資金貸付制度」の更なる周知及び適正な貸付事務に努めます。

④ 保育料負担の軽減

保育料において、負担軽減を図ります。

⑤ 子育て短期支援事業の利用料の負担軽減

所得金額が一定基準以下のひとり親家庭に対し、利用料を免除することにより、負担軽減を図ります。

⑥ 養育費の確保

養育費や面会交流は、子どもの利益を踏まえた離婚条件として大切な事項になるため、 公正証書等の作成に係る費用を補助します。

(5)関係機関・団体への支援

① 母子生活支援施設等の関係機関との連携と責務

母子生活支援施設等、関係施設との連携を強化し、相談体制の整備を図るなど、母子家庭における生活の早期安定を支援します。

特に、DV被害の相談件数が増加し、それに伴う母子生活支援施設の利用希望も増えていることから、DV被害者の支援と早期自立のため、母子生活支援施設の利用の援助を続けます。

② 母子寡婦福祉会への支援

母子家庭及び寡婦の親睦を図るとともに、生活の安定と向上のために必要な方途を講じ、母子家庭の児童の健やかな育成に務め、もって福祉の増進に資することを目的としている 「岸和田市母子寡婦福祉会」の団体活動を支援します。

当福祉会の各理事は大阪府知事から「母子父子福祉推進委員」として委嘱され、ひとり親家庭等からの相談に応じ、必要な情報提供をします。

今後も相談業務が円滑に進むよう母子・父子自立支援員との連携の強化に努めます。

2 児童虐待防止対策等の更なる強化

家族化や地域社会が変化する流れの中で、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に 顕在化しています。子育て家庭が社会からの支援につながらず、地域で孤立したり、家庭 内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して具体的な支援を届けることができず、児 童虐待が深刻化することもあります。

子どもの健全育成や命を脅かす児童虐待の未然防止の大切さを認識し、子どもを取り巻く関係機関の方々と連携強化を図るとともに、様々な支援メニューを活用しながら、子育て支援に取り組みます。

(1) 児童虐待の発生予防(相談支援体制の充実)

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する 悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があり、個々の家庭に応じた相談や福祉に 関する支援業務を適切に行うことが重要となります。

本市では、令和6年4月から、保健センター内に「こども家庭すこやかセンター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行っています。

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健業務と児童福祉業務を一体的な組織で実施し、虐待への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭への対応まで、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(岸和田市子育て支援地域 協議会の充実)

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や支援の方向性を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

子育て支援にかかわる機関が連携を密にし、要保護児童の適切な保護や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定による要保護児童対策地域協議会として、保健、福祉、医療、教育、消防、警察や関係団体等で構成する岸和田市子育て支援地域協議会を設置しています。

本協議会においては、要保護児童等に関する情報を共有し、関係機関と連携して家庭に対して総合的な支援を行うとともに、協議会の調整機関には、児童福祉法に定める資格をもった調整担当者を配置し、関係機関との連絡調整や適切なケースの進行管理を行います。

また、関係機関が児童虐待への理解を深め、対応力の向上ができるよう研修会等の開催 や支援体制の強化に取り組みます。

(3) 市民等への広報・啓発

子育てにおいて、何が虐待にあたるのか、正しい知識を持つことが虐待の未然防止において重要であり、子どもに関わる関係者全員に必要な知識です。また、虐待と思われるような事象を知った場合には、すぐに通告してもらうことにより、子どもの安全を確保し、虐待の深刻化を防げる可能性が高くなります。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題であり、地域全体で幅広い理解を深めていくことが重要です。

日ごろから相談窓口の周知や出前講座等による児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に児童虐待に関する啓発活動に取り組み、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、岸和田児童虐待ホットラインの周知を図ります。

(4) 人材の育成・確保

児童虐待に適切に対応するためには、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達の理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、計画的にスキルアップのための研修等を受講するなど、こども家庭すこやかセンターに配置された職員の計画的な育成・資質の向上に努めるとともに、児童福祉資格を有する職員や保健師等の専門職を確保し、適正に配置します。

また、地域における児童虐待に対する取組を推進していくため、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関への研修も実施していきます。

(5) ヤングケアラーへの支援

家族の介護や家事、その他の日常生活上の世話を過度に行っている、いわゆるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があります。 教育、福祉、介護、医療等の関係者が情報共有・連携し、ヤングケアラーを発見・把握するとともに、家庭に対する適切なアセスメントを実施し、子どもの意向に寄り添うとともに家庭内の状況にも十分留意しながら、家庭全体の必要なケアにつながるよう計画的、包括的な支援を行います。

また、ヤングケアラーについて、地域などの周囲の大人等が理解を深め、当事者に寄り 添った支援につなげていくため、広報や啓発活動等に取り組みます。



岸和田市立幼稚園及び保育所再編の推進

市と市教育委員会では、本市が抱えている待機児童等の存在、幼稚園の定員割れや小規模化、市立施設の老朽化といった課題を解消し、未来を担っていく子どもたちに、良質な教育・保育環境を提供することを目的に「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針(以下「再編方針」という。)」を策定し、「今後の就学前児童に対する教育・保育の考え方」に基づき、市立幼稚園及び保育所の再編を進めています。

岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画(以下「個別計画」という。)は、市立幼稚園 及び保育所の再編を進めるにあたって、その具体的な内容(再編対象となる施設、再編方 法、実施時期等)を示すものです。

個別計画の計画期間を前期(令和2~6年度)、中期(令和7~9年度)、後期(令和10~12年度)の3期に区分し、今後の児童数、待機児童数、民間施設の整備状況等を踏まえつつ、計画的に再編に取り組みます。

今回の第3期計画策定時においても再編方針及び個別計画の内容を踏まえ、特に中期個別計画(令和7~9年度)による確保数を反映しました。

4 その他の子ども・子育て支援関連事業の推進

本計画の5つの目標を達成するために、下記大阪府新子育で支援交付金に関する事業を はじめとする子育で支援に関連する事業を、今後も継続して進めます。

(1) 大阪府新子育て支援交付金に関する事業

大阪府新子育で支援交付金は、子育で支援施策の向上に資することを目的に、市町村が 地域の実情に沿って取り組む事業を支援する交付金です。本市は、同交付金を活用し、以 下の事業を実施していきます。

① 子育て支援促進事業

民間教育・保育施設において、教育・保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに 関する豊富な知識・ノウハウを生かし、地域の子育て家庭に対し必要な相談・指導・助言 等を行い、子育て家庭が抱える子育ての不安の解消や負担の軽減を図ることにより、地域 における子育て支援の充実を図ります。

② ブックスタート事業

図書館において、こども家庭すこやかセンターが実施している4か月児健康診査の際、絵本と読み聞かせ読書手帳と、子育ての関連誌を「ブックスタートセット」として配布し、心の成長に欠かすことのできない安心感や、信頼感を育むことができるように子育て支援の充実を図ります。

③ その他子育て支援に関する事業

上記事業をはじめ、同交付金の目的にあった子育て支援に関する事業を実施する場合は、 同交付金を活用しながら、子育て支援の充実を図ります。

(2) その他の事業

① 子どもの豊かな心と個性を育むために

子どもが主体的に考え、心豊かに成長していくためには、一人ひとりの個性を大切にした特色ある教育の推進や、幅広い人々とのふれあい、さまざまな社会体験を行いながら育つことのできる活力ある地域社会づくりが重要となります。

学校、家庭、地域社会のそれぞれの役割を検討しながら、親子で学ぶことができる学習体制等の整備や、地域文化の継承、時代に応じた文化・芸術・スポーツ活動の充実、交流事業の充実や地域コミュニティにおける各種団体活動などさまざまな活動を支援し、子どもが社会参加等の体験を通じて成長することができる環境の整備を引き続き実施します。

② 子どもにやさしい地域環境づくり

子どもがその持てる個性と能力を最大限に発揮し、健やかに成長していくためには、自然とのふれあいや、集団の中での遊びを体験していくことも大切です。また、安全で快適な生活環境は、子どもだけでなくすべての市民にとって、社会生活を営む上での重要な要素となります。そのため、子どもの身近な遊び場や、自然とふれあえる場の整備、子育てに配慮した住宅、安全に配慮した都市基盤の整備などを引き続き実施します。



計画の推進体制



計画の推進に向けて

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、 地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすと ともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

計画の推進にあたっては、関係部局間の相互の連携・調整のもとで総合的な施策を展開するとともに、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、民間事業者等との緊密な連携を図り、効果的な推進に努めます。

また、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や 法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請 を行い、計画を推進します。

その他、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるととも に、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(1) 岸和田市子ども・子育て会議での審議と実施状況の公表

計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策や取組の実施状況を年度ごとに調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行います。

本計画の実施状況については、子ども・子育て会議を経た後、毎年ホームページ等を通じて市民に周知するものとします。

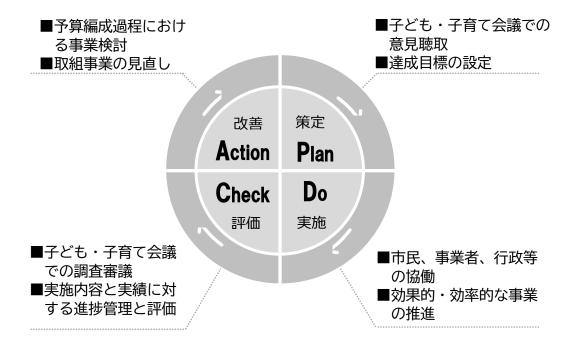
(2)計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせないことから、幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

(3) 進捗状況の管理・評価

計画の推進にあたっては、施策・事業を実施するための財源の裏付けが重要な要素であるとともに、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに応えていくことが重要です。そのため、PDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の推進、評価等を行っていきます。なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。

PDCAサイクルのイメージ





資料編 (後日掲載)

- 1 岸和田市子ども・子育て会議規則
- 2 岸和田市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 計画の策定経過
- 4 関係法令(抜粋)

※文中に記載された表現の一部を修正等する場合があります。